

第 7 期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（案） に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の目的

計画案に対する市民の意見を幅広く募集することにより、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための方策等、第 7 期介護保険事業計画の策定に活用する。

2 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成 29 年 12 月 13 日（水）～ 平成 30 年 1 月 19 日（金）
- (2) 募集方法 郵送、FAX、持参、電子メール
- (3) 計画（案）の概要の配布場所
 - ① 窓口配布
 - ・ 神戸市役所 介護保険課、市政情報室（2 か所）
 - ・ 各区保険年金医療課介護医療係（北須磨含む 10 か所）
 - ・ 各区健康福祉課あんしんすこやか係（北神・北須磨含む 11 か所）
 - ・ 西区西神中央出張所
 - ② 神戸市のホームページ「神戸ケアネット」に掲載
- (4) 意見募集の周知
 - ① 広報こうべ（12 月号）に掲載
 - ② 記者資料提供（12 月 11 日）

3 市民意見の概要

- (1) 意見提出状況
意見提出数 77 通 254 件

(内訳)

計画書の項目	件数
第 3 部第 1 章 フレイル対策を含めた介護予防の推進	31
第 3 部第 2 章 地域での生活の継続に向けた支援	26
第 3 部第 3 章 認知症の人にやさしいまちづくりの推進	5
第 3 部第 4 章 安全・安心な住生活環境の確保	24
第 3 部第 5 章 人材の確保・育成	12
第 3 部第 6 章 介護保険制度の適正運営	24
第 4 部 介護サービス量等の見込み	1
第 5 部 介護保険事業の費用と負担	88
介護保険制度・計画全般	30
市政全般	3
その他	10
合計	254

- (2) 市民から寄せられた意見（別紙）

第7期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画案に対する意見への回答

資料4-②

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
1	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	総合事業	要支援の訪問介護・通所介護の「総合事業」は現行のサービスを提供すること。 ヘルパーなどの専門的サービスの質と量を後退させないこと。	要支援の訪問介護・通所介護の「総合事業」は現行のサービスを提供すること。 ヘルパーなどの専門的サービスの質と量を後退させないこと。	総合事業は、2025年には団塊の世代の方が75歳を迎え高齢化が進展していく中、介護人材のますますの不足が見込まれることから、既存の介護事業所によるサービスだけでなく、NPOや民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体により多様なサービスを提供することで、高齢者を地域全体で支えることを趣旨としています。 総合事業では、従来の訪問介護・通所介護に相当するサービスに加え、基準を緩和したサービスや、住民主体のサービスなどを実施しています。サービスの利用に当たっては、あんしんすこやかセンターのケアマネジメントに基づき、その人の状態等に応じた、自立支援や介護予防に向けて必要なサービスをご利用いただくこととなり、専門的なサービスを必要とする方は、従来の訪問介護や通所介護に相当するサービスを利用可能です。 本市としては、要支援者等の方が、自立支援の観点から適切なケアを受けることができるよう、必要な取り組みを進めてまいります。	2
2	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	総合事業	高齢者が尊厳をもって質の高い生活が送れるようにとあるが、私は85才になり、家の清掃もしんどくなりましたが、要支援の認定も受けていません。しかし、政治の言いなりで神戸市も介護保険から地域支援事業に切り換え介護サービスをますます、使いにくくしています。こんなことしないで下さい。 高齢者の尊厳を守った制度を改善しだれでも、いつでも介護サービスが受けられる様にして下さい。	神戸市も介護保険から地域支援事業に切り換え介護サービスをますます、使いにくくしています。こんなことしないで下さい。	国において、要支援者に対する訪問介護及び通所介護について、介護保険制度の地域支援事業へ移行し、総合事業として実施することとされました。 総合事業は、2025年には団塊の世代の方が75歳を迎え高齢化が進展していく中、介護人材のますますの不足が見込まれることから、既存の介護事業所によるサービスだけでなく、NPOや民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体により多様なサービスを提供することで、高齢者を地域全体で支えることを趣旨としています。 サービスの利用に当たっては、従来と同様、あんしんすこやかセンターのケアマネジメントに基づき、その人の状態等に応じた、自立支援や介護予防に向けて必要なサービスをご利用いただくこととなります。 本市としては、要支援者等の方が、自立支援の観点から適切なケアを受けることができるよう、必要な取り組みを進めてまいります。	1
3	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	総合事業	介護保険の総合支援事業の訪問介護の緩和した基準の一定の研修の受講実績がどうなっているのかも知りたいところです。今後の受講者確保予測を含めて対応策を明示してほしいところです。また、ほぼ同時期に、ボランティア育成のための生活支援の研修もありました。いろいろあると混乱しやすく、受講者も戸惑いがあると思います。効果的で効率的に考えても何とかできないものかと感じます。	総合事業の訪問介護の緩和基準の受講実績が知りたい。今後の受講者確保予測を含めて対応策を明示してほしい。	本市では、緩和した基準による訪問型サービスとして、生活支援訪問サービスを実施しており、このサービスの従事者を養成する研修を、今年度3回実施し、修了者は67名でした。昨年度に実施した研修の修了者とあわせて修了者は延べ223名です。今年度は3月に第4回を開催予定で、来年度も引き続き実施する予定です。 今後も、広報紙への掲載や、サービス事業者にお知らせするなどにより、研修を周知するとともに、事業者の方とも意見交換しながらより良い研修の実施方法を検討し、受講者確保に努めてまいります。	1
4	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	総合事業	第5章 重点目標・施策の柱5 地域での担い手の確保 従事者養成研修終了者が事業所につながっていないことから事業所は総合事業の生活支援サービスの提供が出来ないという現状があります。しかし従事者養成研修終了者を雇用につなげたとしても研修を受けた人がサービス提供者としてすぐに業務できるとは思えません。やはり総合事業で事業所が提供するサービスは有資格者とし、それなりの報酬を考えたほうがコスト的にも有用ではないでしょうか。 それよりも元気な高齢者が自らの生きがいのために 雇用関係に縛られず自らの自己実現のために生き生きと社会で役割を果たすための研修とその後の支援に力を入れていただきたいと思ひます。	総合事業で事業所が提供するサービスは有資格者としてそれなりの報酬を考えたほうがコスト的にも有用ではないでしょうか。 元気な高齢者が生き生きと社会で役割を果たすための研修とその後の支援に力を入れていただきたい。	生活支援訪問サービスは、少子高齢化の進展により、介護人材のますますの不足が見込まれることから、幅広い担い手の確保と利用者負担も含めたサービスの多様化を図るため、実施しています。 生活支援訪問サービスが定着するためには、研修修了者の雇用が増えることが重要と考えており、従事者養成研修を引き続き行うとともに、スタッフ募集中の事業者と研修修了者が直接話をできる機会を設けるなど、研修修了者と事業所のマッチング支援に努めてまいります。 また、この研修とは別に、住民参加型サービスの創設と担い手の養成を目的とした「生活支援・介護予防サポーター養成研修」を実施しており、高齢者の方にも多数参加いただいております。現場実習も含めた研修修了後には、活動支援や継続したフォローアップ研修を実施しております。あわせて、地域活動のリーダーの養成研修も実施しており、高齢者が地域社会の中で積極的な役割を担い、健康で生きがいをもった生活ができるよう支援してまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
5	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	総合事業	「総合事業」で予防について介護保険からも予算を組んでください。1時間くらいで全ての集会場で体操を中心とした予防活動ができればもっと介護保険料が減っていくのでは。 予算の裏付けのない、住民の善意だけでは無理があると思います。	「総合事業」で、予防について介護保険からも予算を組んでください。	本市においては、高齢者の社会参加や生きがいがづくりとなる身近な地域の通いの場を増やしていくため、総合事業において、「居場所づくり型一般介護予防事業」として、原則月2回以上通年開催されるなどの要件を満たす通いの場を運営する地域団体等に対して、場所代などの運営費の一部を補助する事業を平成29年5月より実施しています。 また、フレイル対策を含めた介護予防の推進のため、新たに、65歳以上の方を対象に、体力測定や運動指導を行うフレイル予防のための介護予防事業と、要支援者等を対象にフレイル改善のための運動・栄養等のプログラムを行う通所型サービスの創設を検討してまいります。 健康寿命の延伸を実現するため、今後も介護予防に重点的に取り組んでまいります。	1
6	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	総合事業	・「総合事業・住民主体訪問サービス」の利用料の全額自己負担をやめてください。 ・要支援の訪問介護・通所介護の「総合事業」は現行のサービスを提供してください。ヘルパーなどの専門的サービスの質と量を後退させないでください。 ・指定事業者の「総合事業」のサービス基準・単価は現行相当の予防給付と同額にしてください。	「総合事業・住民主体訪問サービス」の利用料の全額自己負担をやめてください。 要支援の訪問介護・通所介護の「総合事業」は現行のサービスを提供してください。 指定事業者の「総合事業」のサービス基準・単価は現行相当の予防給付と同額にしてください。	総合事業の訪問型・通所型サービスにおいては、従来の訪問介護・通所介護に相当する「介護予防訪問サービス」「介護予防通所サービス」に加え、基準を緩和した「生活支援訪問サービス」や、住民主体による「住民主体訪問サービス」などを実施しています。 生活支援訪問サービスは、一定の研修修了者等が生活援助のみを提供するサービスですが、少子高齢化の進展により介護人材のますますの不足が見込まれることから、幅広い担い手の確保と利用者負担も含めたサービスの多様化を図るため、実施しています。報酬は、従事者の資格要件の緩和や訪問介護計画書の作成を不要とするなど事務面での軽減により、従来の訪問介護の8割としています。 住民主体訪問サービスは、国の制度上、補助対象がコーディネーター人件費などの間接経費であり、サービス提供するボランティアの人件費は補助対象ではありません。このため、主にボランティアの人件費に相当するサービスの利用料は、自己負担となります。 サービスの利用に当たっては、あんしんすこやかセンターのケアマネジメントに基づき、その人の状態等に応じた自立支援や介護予防に向けて必要なサービスをご利用いただくこととしています。 なお、従来の訪問介護、通所介護に相当するサービスについて、平成29年度は予防給付の単価と同額としていますが、介護予防通所サービスについて、サービス内容に応じた利用者負担とするため、平成30年度より、要支援2の方で週1回程度利用の場合の報酬単位を新たに設定し、要支援2の方について利用回数に応じた単価とする予定です。	2
7	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	【第3部 施策】第1章 フレイル対策を含めた介護予防の推進 第1節 フレイル対策を含めた介護予防の推進 ①普及啓発、早期予防 重要な事と思います。市内には健康づくりに取り組む団体や生活共同組合などがあります。そうした団体のなかに運動の促進と定着をもとめてはいかがでしょうか？ 介護従事者として自立支援を重視しています。私どもの施設では、オムツはずしや食事の経口摂取の支援にこれまで取り組み、「看取りは施設で・・・」と退院されてきた入居者が自室に戻られタコ焼きを召し上げられたこともありました。 自立支援：自分で出来ない事が出来るようになることは生きる喜びになります。それをサポートする介護者は働き甲斐を感じることになります。 しかし、要介護者の一人ひとりの状態に応じた対応が必要です。「自立支援ケアマネジメント研修」において、一律的に指導される、また、強要されるならば、要介護者の状態悪化を招く結果になりかねません。その点を留意した研修を切に望みます。 ② エビデンスに基づく効果的な展開 ⇒ 賛同します。	市内には健康づくりに取り組む団体や生活共同組合などがあります。そうした団体のなかに運動の促進と定着をもとめてはいかがでしょうか？ 要介護者の一人ひとりの状態に応じた対応が必要です。「自立支援ケアマネジメント研修」においては、要介護者の一人ひとりの状態に応じた対応となるように留意した研修を望みます。	さまざまな地域の主体や高齢者自身が担い手となり、高齢者が介護予防（健康づくり）に取り組む環境が必要と考えております。 今年度よりすべての高齢者を対象に、地域拠点型一般介護予防事業を開始し、体操やレクリエーションなどのプログラムや、給食、専門職による介護予防講座等を地域で活動されるNPO法人等に委託しており、地域に根差した取組みとなるようにしてまいります。そのために、現在小学校区に1ヵ所の設置を目指しております。 高齢者が増加して行く中、住みなれた地域で尊厳ある日常生活を営めるよう、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが一層重要となります。医療や介護を含めた多職種協働により、一人ひとりの要介護者が適切な情報提供や支援を通して自己選択・自己決定ができるよう、実務的な研修を行ってまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
8	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	【第3部 施策】第1章 フレイル対策を含めた介護予防の推進 第1節 フレイル対策を含めた介護予防の推進 ③ 地域の実情に応じた環境づくり 「地域拠点型一般介護予防事業」を小学校区単位での開催など基本的には賛同します。	「地域拠点型一般介護予防事業」を小学校区単位で開催することなどに賛同します。	より多くの高齢者に介護予防を広めるため、地域の介護予防の拠点としての地域拠点型一般介護予防事業を小学校区に1カ所の設置を目指してまいります。	1
9	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	【第3部 施策】第1章 フレイル対策を含めた介護予防の推進 第1節 フレイル対策を含めた介護予防の推進 ④ リハビリテーションの充実 賛同します。しかし、体制について不安を感じます。	リハビリテーションの充実について、賛同します。しかし、体制について不安を感じます。	神戸市域における介護予防の取組みに、より一層リハビリテーション専門職の関与を促進するため、平成29年7月に「神戸市リハ職種地域支援協議会」が設立され、体制の強化が図られたところです。今度、同協議会との連携を推進し、地域でのリハビリテーションの充実が図れるよう対応していきます。	1
10	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	フレイルの拾い上げについて、健康意識の低い人たち（テストを受けようとしらない人たち）の拾い上げは、どうするのか？	フレイルの拾い上げについて、健康意識の低い人たち（テストを受けようとしらない人たち）の拾い上げは、どうするのか。	29年度から実施しているフレイルチェックは、65歳の市民を対象としており、対象者に郵送で個別案内をしています。また、フレイルチェック実施薬局（市内350ヶ所）や市民健診集団健診会場でのポスター・チラシの配布、広報などで啓発に加え、フレイルチェック実施薬局では、対象年齢の方には、薬剤師が声かけを行っています。今後も多くの方にフレイルチェックをお受けいただけるよう、啓発・勧奨を行います。	1
11	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	○フレイルチェック フレイルに該当した人に対して改善に必要な支援を提供できる仕組みとは具体的にどのような仕組みですか。フレイルチェックは誰が行うのですか。	フレイルに該当した人に対して改善に必要な支援を提供できる仕組みとは具体的にどのような仕組みですか。フレイルチェックは誰が行うのですか。	介護予防について不安な方や介護予防が必要な方については、従来からあんしんすこやかセンターが相談をお受けし、必要な介護予防サービスをご紹介しています。フレイルチェックを受けられた方についても、従来のおおりの仕組みで相談をお受けいただけます。 フレイル予防の要となる社会参加・食生活・運動・口腔ケアなどの視点から、地域拠点型一般介護予防事業にて、専門職による介護予防講座を実施したり、高齢者の居場所づくりを推進しているところですが、フレイル予防に効果的な支援の仕組みについて、平成30年度からは、フレイル予防や改善に資する新たなサービスを創設することとしています。 平成29年度に実施しているフレイルチェックは、市民健診集団健診会場では、保健師・看護師が実施しています。薬局では、薬剤師が行っています。	1
12	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	ケアプラン自己作成 予算を問題にするなら尚のこと、ケアプラン自己作成を勧めてもいいのではないかと。 自己作成者が増えれば、理屈上は居宅ケアマネ介護報酬分の”歳出”を減額できる。 現行制度下において、ケアマネが”ボトルネック”となることが多々あるが、利用者側も単に毎月の介護サービス利用票作成が煩わしいという「事務処理」だけの事由で居宅ケアマネを利用しているケースはある。	ケアプラン自己作成を勧めてもいいのではないかと。	自立支援に向けたケアプランの自己作成については、介護給付や予防給付においては認められていることから、ケアプランの自己作成については、ご本人の希望のある場合は支援してまいります。 総合事業におけるケアプランの作成は、国のガイドラインにより自己作成が認められていないことから、あんしんすこやかセンターの職員や一部委託を受けたケアマネジャーが利用者の意向をお聞きしながら、必要な支援を行ってまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
13	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	自立支援の名のもとに「過度な自立の強要」をやめて、まだ元気なうちに（歩いたりできるうちに）リハビリできるよう利用回数制限・訪問回数制限をやめて下さい。	まだ元気なうちにリハビリできるよう、利用回数制限・訪問回数制限をやめて下さい。	ご本人の介護度によって、利用できる単位が決まっております。また、サービス利用については、本人の状態に応じた回数をケアマネジメントにて決定しておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。	1
14	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	エビデンスに基づく効果的な展開・・・「日常生活圏域ごとの高齢者の現状を把握しています。」とあります。情報公開の予定はあるのでしょうか。様々な方が支障のない限り知って、市民が活用できるようにしていただければと思います。	日常生活圏域ごとに高齢者の現状を把握しているとのことですが、情報公開の予定はあるのでしょうか。	第7期介護保険計画策定のための基礎資料や今後の高齢者施策の参考資料とするため、高齢者の実態調査を実施しており、日常生活圏域ごとの高齢者の現状を把握しています。センシティブな情報も含まれているため、一般的には公開していませんが、調査の結果をふまえ、地域の特性に応じた介護予防事業の展開に活用しております。今後とも、効果的な事業が展開できるよう対応してまいります。	1
15	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	地域の実情に応じた環境づくり・・・「神戸市オリジナル体操のDVDの配布」とありますが、配布で終わらずどこで、どのように活用して成果・効果の評価の仕組みを構築してはいかがでしょうか。また、民間でも様々な「体操」があります。それらも一緒に活用・普及するような文言の方が良いと思います。	「神戸市オリジナル体操のDVDの配布」とありますが、どこで、どのように活用するなど成果・効果の評価の仕組みを構築してはどうか。	神戸市オリジナル体操のDVDは、短期集中通所サービスや地域拠点型一般介護予防事業で活用しており、その他自主活動として地域で体操に取り組まれている団体に対して、希望があれば区保健センターを通じて配布しております。 神戸市内の各区においてもご当地体操があるところもあり、あわせて実施することにより、普及効果があると考えております。実施する方のお体の状態やニーズに応じて、選択いただき、様々な体操を活用し、楽しみながら継続することが重要です。本体操は、あくまでも地域の中で実施する運動や体操の機会のツールのひとつですので、本体操DVDの効果のみならず、地域における体操が展開することでの介護予防の効果を検証してまいります。	1
16	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	第1章 重点目標・市策の柱1 第1節 フレイル対策を含めた介護予防の推進 基本的に賛成です ・「いつまでも元気でいたい」「人の世話にはなりたくない」という思いは人間共通の思いだと思います。自立支援の意欲を価値観の押し付けでなくその地域や個々の実情に合わせ、気持ち寄り添いながら支援していくためには、支援者やサービス提供者の質の向上が重要だと考えます。	「重点目標・市策の柱1 第1節 フレイル対策を含めた介護予防の推進」の施策に賛成します。 地域や個々の実情に合わせ、気持ちに寄り添いながら支援していくためには、支援者やサービス提供者の質の向上が重要だと考えます。	高齢者の自立支援の意欲を大切に、地域の実情や個人の状況に合わせて、介護予防の推進を行ってまいります。また、支援者やサービス提供者の質の向上にも研修などを通じて努めてまいります。	1
17	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	・フレイル予防は「運動」「栄養」に加え「社会参加」が重要だといわれています。神戸医療生協も「脳いきいき班会」や多様な「班活動」食事会や茶話会を通じた「居場所づくり」組合員同士の助け合いの仕組みづくりなどをよりいっそう広げていくことで健康で安心して暮らし続けられるまちづくりに関与していけたらと考えています。	フレイル予防は、「社会参加」が重要だといわれています。組合員同士の助け合いの仕組みづくりなどをよりいっそう広げていくことで、健康で安心して暮らし続けられるまちづくりに関与していけたらと考えています。	神戸市においても、より多くの高齢者が元気なうちから介護予防に取り組めるよう、心身機能の改善だけではなく、高齢者が地域の中に生きがいや役割をもって生活できるような居場所づくりや出番づくりなど、社会参加を目指したしくみづくりを支援者の皆様とともに進めてまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
18	フレイル対策を含めた介護予防の推進	介護予防	第4節 介護予防に関する目標 ・フレイルチェックはまだまだ浸透していませんが 目標達成のために今後気軽に街角で受けられるような仕組みづくりが必要です。	フレイルチェックはまだまだ浸透していませんが 目標達成のために今後気軽に街角で受けられるような仕組みづくりが必要です。	29年度から実施しているフレイルチェックは、市民健診集団健診会場のほか、29年10月現在350ヶ所の薬局で実施しています。多くのみなさまに受けていただけるよう今後、実施場所や実施方法などを検討していきます。	1
19	フレイル対策を含めた介護予防の推進	健康づくり	健康ポイント制度、発想は非常に面白いと思います。折角の企画なので、市民が飛びついて参加するように工夫をしてください。ポイント引き換え商品の内容は貧弱になると経費ばかり増大し結果が伴わないことになりかねません。	健康ポイント制度は、市民が飛びついて参加するように工夫をしてください。ポイント引き換え商品の内容は、貧弱になると経費ばかり増大し、結果が伴わないことになりかねません。	神戸に思いをもつ企業や団体等と市民が中心となり昨年7月に設立した「健康創造都市KOBÉ推進会議」において、市民が魅力的に感じ、市内経済の活性化につながるような制度となるよう意見をいただいているところであり、これらの意見をもとに効果的な制度となるよう次年度実施に向け検討を進めてまいります。	2
20	フレイル対策を含めた介護予防の推進	健康づくり	健康ポイント制度について、一定の目標を経年的に達成した方等で安易に商品に交換や割引をすることは地域の活性化と合わせていかもしくせませんが、他の方法はないのでしょうか。商品よりも選択肢のひろい「地元商店街やスーパーで使える商品券」などはどうでしょうか。データの管理・活用の方法について詳細な計画はあるのでしょうか。分析結果を是非公表し、市民も一緒に考えることができるかと思っています。	健康ポイント制度について、商品に交換や割引をすることは地域の活性化にもいいかもしれませんが、商品よりも選択肢のひろい「地元商店街やスーパーで使える商品券」などはどうでしょうか。 データの管理・活用の方法について詳細な計画はあるのでしょうか。	神戸に思いをもつ企業や団体等と市民が中心となり昨年7月に設立した「健康創造都市KOBÉ推進会議」において、市民が魅力的に感じ、市内経済の活性化につながるような制度となるよう意見をいただいているところであり、これらの意見をもとに効果的な制度となるよう次年度実施に向け検討を進めてまいります。 データの管理や活用については次年度から設計を行う予定ですが、データ分析により得られた結果を「健康創造都市KOBÉ推進会議」の中でも議論し、市民の健康増進に役立てていきたいと思っております。	1
21	フレイル対策を含めた介護予防の推進	健康づくり	【第3部 施策】第1章 フレイル対策を含めた介護予防の推進 第2節 健康づくり対策 賛同します。	「第2節 健康づくり対策」に賛同します。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1
22	フレイル対策を含めた介護予防の推進	健康づくり	健康創造都市KOBÉの命名は、どこでなされたか。	健康創造都市KOBÉの命名は、どこでなされたか。	昨年1月に神戸経済同友会よりいただいた提言書において「健康創造都市KOBÉとして仕掛け作りを」とあり、予算編成の中で「健康創造都市KOBÉ」としました。なお、昨年7月に開催された「健康創造都市KOBÉ推進会議」設立総会において、趣旨・規約が承認されました。	1
23	フレイル対策を含めた介護予防の推進	生涯現役社会	○老人クラブへの支援 現在、老人クラブ会員の減少により活発な活動が出来ない事、活動費が足りない事等の問題があります。具体的な支援の方法はどのようなもののでしょうか。	現在、老人クラブにおいて、会員の減少により活発な活動ができない、活動費が足りないなどの問題があります。具体的な支援の方法はどのようなもののでしょうか。	高齢者が地域の中に生きがいや役割を持って生活できるような居場所づくりや出番づくりなど、環境へのアプローチを進めていく必要があります。 老人クラブの健全な活動の推進と育成を図るため、その運営等に必要経費の一部を補助しています。 老人クラブが会員の生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動を始めた地域を豊かにする各種活動を行うために要する経費について、運営補助金を交付し活動を支援しています。 今後も引き続き活動を支援していきます。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
24	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	生涯現役社会	第3節 生涯現役社会づくり ・既成の老人クラブだけでなく多様な社会参加の場が地域の実情の沿って展開できるための行政の支援があればいいと思います。	既成の老人クラブだけでなく、多様な社会参加の場が地域の実情に沿って展開するための行政の支援があればいいと思います。	地域には地域福祉活動やボランティア活動を行う意思はあっても、どのような活動をすればいいのか、また、どこに相談したらよいか分からない方がおられるため、こうした活動に参加しやすい仕組みが必要で す。 第7期計画では、これまでの「老人クラブ」や「シルバーカレッジ」などの取り組みに加え、高齢者が地域の中に生きがいや役割をもって生活できるような居場所づくりや出番づくりなど、環境へのアプローチを進めていく必要があると考えています。 今後、より多くの高齢者の方がこうした活動に参加していただけるよう、広報啓発に努めるとともに、より参加しやすい仕組みの構築を図っていきます。	1
25	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	生涯現役社会	第3節「生涯現役社会づくり」の〈主な施策〉(20ページ)の冒頭が「老人クラブへの支援」では、情けないと思いませんか。80歳以上高齢者を対象としているのであれば理解できますが、団塊の世代も対象にされているのであれば、効果が期待できません。	「生涯現役社会づくり」の主な施策の「老人クラブへの支援」は、80歳以上の高齢者を対象にしているのであれば理解できますが、団塊の世代には効果が期待できません。	地域には地域福祉活動やボランティア活動を行う意思はあっても、どのような活動をすればいいのか、また、どこに相談したらよいか分からない方がおられるため、こうした活動に参加しやすい仕組みが必要で す。 第7期計画では、これまでの「老人クラブ」や「シルバーカレッジ」などの取り組みに加え、高齢者が地域の中に生きがいや役割をもって生活できるような居場所づくりや出番づくりなど、環境へのアプローチを進めていく必要があると考えています。 今後、より多くの高齢者の方がこうした活動に参加していただけるよう、広報啓発に努めるとともに、より参加しやすい仕組みの構築を図っていきます。	1
26	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	生涯現役社会	・シルバー人材センターに登録しても「仕事が来ない」という声を聞きます。個別に適した仕事をきめ細やかにコーディネートしていくが必要になってくるのではないのでしょうか。	シルバー人材センターに登録しても「仕事がこない」という声を聞きます。個別に適した仕事をきめ細やかにコーディネートしていくが必要になってくるのではないのでしょうか。	神戸市シルバー人材センターには、平成28年度末で約12,000人の会員の方に登録いただいております。様々な分野で就業いただいておりますが、平成28年度の就業実人員は7,842人で、就業率は65.7%となっております。会員の皆さんの就業を通じた生きがいづくりを支援し、できるだけ希望に沿った仕事を紹介していくため、まず会員登録時の面談の際に、資格・経験、健康状態、希望職種の意向等を個別にヒアリングさせていただいております。そのうえで、仕事を紹介する際には、発注者に仕事の内容を確認したうえで、希望職種(第1～3希望)・職歴・住所などヒアリングさせていただいた内容をもとに、適任者を人選しながら、仕事を紹介しております。 未就業の原因としては、発注者の要望と会員の希望とのミスマッチや病気やケガにより就業できない会員がおられることなど、様々な要因が考えられますが、今後とも、より多くの会員の方に就業していただけるよう、努めていきたいと考えています。	1
27	3-1 フレイル対策を含めた介護予防の推進	生涯現役社会	運転免許自主返納後の移動手段の確保 自主返納した人ももともと免許のない人も、坂の多い神戸市では受診や買い物のための移動手段に困っておられる人は多いです。福祉有償輸送は、要支援の人は適応にならないなど使いづらい面もあります。コミュニティーバスやタクシー代助成の思い切った補填の仕組みなど、多様なサービスの創設が必要かと思えます。	運転免許を自主返納した人も免許のない人も、坂の多い神戸市では受診や買い物のための移動手段に困っておられる人は多いです。コミュニティーバスやタクシー代助成の仕組みなど、多様なサービスの創設が必要かと思えます。	「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)」においては、運転免許自主返納の推進に合わせて、移動手段の確保など地域での生活支援に努めることとしており、具体的な方策について検討していきたいと考えております。	2
28	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	【第3部 施策】第2章 地域での生活の継続に向けた支援 第1節 地域での支援体制づくり、相談体制の充実 あんしんすこやかセンターの機能強化について 私どもは2圏域のあんしんすこやかセンターを担当させて頂いております。4名の職員で精一杯職務に努めていますが十分な状況とは思っておりません。土曜日は窓口を開けていますので、日曜日に窓口を開けるためには増員無しでは市民サービス後退になりかねません。また、看護師・保健師など専門職を確保には相応の人員費が必要です。求められる責務に応ずる費用をお願いします。	あんしんすこやかセンターについて、日曜日に窓口を開けるためには増員無しでは市民サービス後退になりかねません。また、看護師・保健師など専門職の確保には相応の人員費が必要です。求められる責務に応じた市の費用負担をお願いします。	平成28年12月8日の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しに関する意見として、特に、地域包括支援センターの強化が必要であるとして、介護離職防止のためのセンター土日祝日開庁、地域に出向いた相談会の実施等の取り組みについて示しており、神戸市においてもこれを踏まえて市民の利便性向上のため、取り組んでまいりたいと考えております。あんしんすこやかセンターにもご協力をお願いしたいと考えております。 なお、土日祝日開庁は、土日祝日のうちいずれかの開設を想定しており、例えば既に土曜日に開設しているセンターに対して、日曜日や祝日も開庁するよう求めることは予定しておりません。 また、市としては、こうした土日祝日開庁等の取り組みをあんしんすこやかセンターが行うために、既存業務の見直し等による事務の効率化や、センターの体制強化のための支援策を検討しているところです。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
29	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	【第3部 施策】第6章 介護保険制度の適正運営 ○ 地域包括支援センター 賛同します。	地域包括支援センター運営協議会による公平・公正なセンター運営の確保について、賛同します。	計画案に記載の通り、地域包括支援センター運営協議会による公平・公正なセンター運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。	1
30	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	「高齢者や介護者の身近な相談窓口、高齢者が情報を入力する場所として、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）がある」というアナウンスをどこで発信しているのか。一般の認知度とその取り組みは。あんしんすこやかセンターの「ワンストップ機能」について、どういう意味か	高齢者や介護者の身近な相談窓口として、あんしんすこやかセンターがある」というアナウンスの強化し、認知度のアップをはかるべき。 あんしんすこやかセンターの「ワンストップ機能」とは、どういう意味か。	あんしんすこやかセンターの認知度は、平成28年度に行ったネットモニター調査では、40代以上の方で概ね5割程度、70代では7割以上という結果でした。あんしんすこやかセンターの広報については、市の広報誌等によるPRのほか、あんしんすこやかセンターから遠い地域を中心に、出張相談を実施するなど取り組んでいるところです。また、昨年度より、コンビニや銀行などであんしんすこやかセンターの広報パンフを置かせていただいているところです。今後も効果的な広報について工夫を重ねていきたいと考えております。 「ワンストップ機能」とは、市民の方が相談にいらした時に、相談窓口として、的確な助言や情報提供ができ、関係機関へ適切につなぐことができることと考えております。そうした機能が果たせるように、職員の資質を向上し、関係機関との連携を深めていきます。	1
31	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	○あんしんすこやかセンターの機能強化 土日祝日の市民からの相談対応を促進するとありますが、現在、土日祝日はセンターを開所し、相談対応を行い、日曜日の地域行事や時間外での会議にも参加しています。更に日曜日に開所することによりどれだけの効果を見通しているのでしょうか。まずは区役所で対応してみようか。日曜日に開所することにより平日の職員数の確保が難しくなり、相談対応に支障が出ると思います。又、日曜日の出勤が増える事により、センター職員の離職率が出て人材確保が難しくなると思います。	あんしんすこやかセンターにおいて、日曜日に開所することによりどれだけの効果を見通しているのでしょうか。日曜日に出勤することにより平日の職員数の確保が難しくなり、相談対応に支障が出ると思います。又、日曜日の出勤が増える事により、センター職員の離職率が出て人材確保が難しくなると思います。	平成28年12月8日の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しに関する意見として、特に、地域包括支援センターの強化が必要であるとして、介護離職防止のためのセンター土日祝日開庁、地域に出向いた相談会の実施等の取り組みについて示しており、神戸市においてもこれを踏まえて市民の利便性向上のため、取り組んでまいりたいと考えております。あんしんすこやかセンターにもご協力をお願いしたいと考えております。 なお、土日祝日開庁は、土日祝日のうちいずれかの開設を想定しており、例えば既に土曜日に開設しているセンターに対して、日曜日や祝日も開庁するよう求めることは予定しておりません。市としては、こうした土日祝日開庁等の取り組みをあんしんすこやかセンターが行うために、既存業務の見直し等による事務の効率化や、センターの体制強化のための支援策を検討しているところです。	2
32	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	あんしんすこやかセンターに求められることが多すぎると思います。 会議の整理・統合や提出書類の削減など業務の整理や見直しについて検討が必要とは、具体的にどう見直していくのでしょうか。神戸市が新しく取り組む業務をあんしんすこやかセンターが担当し、業務量が増え、消化しきれない状況になっています。職員が疲弊しています。 神戸市、区役所、あんしんすこやかセンターの役割を明確にしていきたいと思ひます。	あんしんすこやかセンターについて、会議の整理・統合や提出書類の削減など業務の整理や見直しは、具体的にどのように行っていくのでしょうか。 神戸市、区役所、あんしんすこやかセンターの役割を明確にしていきたいと思ひます。	市としてもあんしんすこやかセンターの求められる役割は大きくなっていることは認識しております。地域包括ケア推進を進める上で、あんしんすこやかセンターの協力は必要不可欠です。あんしんすこやかセンターの業務について、適宜見直しを行い、業務の効率化を示していきたいと考えております。また、市としては、あんしんすこやかセンターが今後も、地域包括ケアシステムの中核的機関としての役割を果たし続けられるよう、センターの体制強化のための支援策を検討しているところです。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
33	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	<p>地域包括支援センター（包括）の総合相談 「総合相談窓口としてのワンストップサービス機能を強化」については、家族介護者としても非常にありがたい。 家族介護者にとって、居宅ケアマネが相談相手にならないことはよくあること。ネットの介護系掲示板等でも「居宅ケアマネに相談したが全然ダメ。どうしたらいいのかわからない」という書き込みもしばしば目にする。ネットに書き込みできる人はまだいい。そうでない人は、そのまま行き詰まってしまう、介護離職に至ったり、介護鬱→虐待→最悪な介護殺人・無理心中、に追い込まれることも十分あり得るし、実際に起きている。 「相談は、先ず地域包括支援センターへ」ということを基本運用にし、周知していただきたい。利用者側の相談は、それが医療マターなのか介護マターなのかそれ以外なのか、利用者側自身も分かっていないことが多いので、総合相談窓口が最適。 なお、『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準』にあるように、居宅ケアマネは包括や自治体等との連携に努めることを義務とされているが、実態は、包括へ繋ぐこともやらず放置するのが常。 一方、包括にも問題あり。経験上、自治体独自制度の窓口が包括に設定されている場合や居宅ケアマネが当てにならない・ケアマネの言っていることに疑義がある場合に包括へ問い合わせたことがあるが、包括の主任ケアマネが対応すると「居宅へ聞け」といった対応だった。これでは問題解決にならない。</p>	<p>地域包括支援センターの「総合相談窓口としてのワンストップサービス機能を強化」については、家族介護者としても非常にありがたい。 「相談は、先ず地域包括支援センターへ」ということを基本運用にし、周知していただきたい。</p>	<p>あんしんすこやかセンターの広報については、市の広報誌等によるPRのほか、あんしんすこやかセンターから遠い地域を中心に、出張相談を実施するなど取り組んでいるところです。また、昨年度より、コンビニや銀行などであんしんすこやかセンターの広報パンフを置かせていただいているところです。今後もあんしんすこやかセンターの広報啓発に努めてまいります。また、ご相談に対して、お役に立てる回答や案内ができるように、職員の資質を高め、関係機関と連携していきます。</p>	1
34	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	<p>地域密着型サービス 現役世代の家族介護者が介護離職を回避するための有効手段の一つに、小規模多機能等の地域密着型サービスを利用する方法があるが、知らない人も少なからず居る。 地域包括支援センターも、要介護1以上になると、単に居宅介護支援事業者を紹介するだけで、地域密着型サービスのことを利用者側に周知しない模様。 一旦、通常の在宅介護になると、居宅ケアマネが小規模多機能等を紹介することはない。小規模多機能に切り替えると施設ケアマネに変わる→利用者（＝客）が減るから、居宅ケアマネが勧めることは、通常はない。よって、自分で調べなければ、利用者側は地域密着型サービスを知らないまま。社会問題である介護離職に関して、通常の在宅介護サービスのみで防ぐのは難しい面がある。例えば、「朝9時台に通所サービスが迎えに来てくれるまで外出できない」「晩は19時までには帰宅して、夕食を用意しないといけない」といった形で、家族介護者の行動に相当の制約が生じる。それでは対応できない職種・職場の場合、介護離職に向かう可能性が増す。柔軟に対応いただける介護事業者が存在したとしても、今度は限度額に納まらないという経済問題が生じ得る。 地域包括支援センターには、せめて、地域密着型サービスという選択肢の周知をお願いしたい。</p>	<p>現役世代の家族介護者が介護離職を回避するための有効手段の一つに、小規模多機能等の地域密着型サービスを利用する方法があるが、知らない人も多い。 地域包括支援センターによる、地域密着型サービスという選択肢の周知をお願いしたい。</p>	<p>第7期計画では、（看護）小規模多機能居宅介護について、日常生活圏域に1箇所以上となるよう整備を行っていくこと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、整備拡大とサービスの普及啓発を行っていくこととしており、これら地域密着型サービスを推進していくことで、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活を継続できるようにしていきたいと考えています。 要介護の方のケアマネジメントは、居宅介護支援事業所が担当しております。あんしんすこやかセンターは必要に応じ、後方支援を行っております。必要な方に必要なサービスを案内できるよう、あんしんすこやかセンターの質の向上に努めてまいりたいと考えております。</p>	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
35	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	介護予防・日常生活総合支援事業でも、ますます地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の役割が重要で、要になると思いますが、4職種の方を複数配置するなどしないと対応が困難ではないかと思えます。人の入れ代わりも多く、人材確保や育成にも委託事業と言えども神戸市の最大限の支援がないと、地域で生活する私たちは不安です。また、センターによって力量の違いもあるように思えます。そこで、提案をしたいのですが、神戸市がすべてのあんすこセンターを委託せず1か所でも直接運営や中心的な基幹のセンターを持ってほしいと強く思っています。神戸市も地域のあんすこを巡回していると思っていますが、それだけでなく、あんすこセンターの経営や運営の実情も含めて神戸市自らが運営することで見てくることもあると思えます。今年度にならないと思えますが、今期計画の中での検討課題として加えていただきたく思っています。是非ご検討ください。	介護予防・日常生活総合支援事業であんしんすこやかセンターの役割が重要になると思いますが、4職種の方を複数配置するなどしないと対応が困難ではないかと思えます。すべてのあんすこセンターを委託せず、1か所でも神戸市が直接運営する中心的な基幹センターを持ってほしいと思えます。今期計画の中での検討課題として加えていただきたく思っています。	介護保険法上、市町村が地域包括支援センターを民間法人に委託することが認められていることから、神戸市では地域包括支援センターを民間法人に委託しております。民間法人に委託することにより、各法人の人材やノウハウ等が発揮され、市内78圏域に76箇所にあんしんすこやかセンターをきめこまやかに設置しつつ、安定した地域包括支援センター運営を行なうことができていると考えています。	1
36	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	色々なセンター設置を検討しているようだが、どれも何をしてくれるのか不明だし、ややこしくて混乱する。特に高齢者に理解しろと言っても無理と思われる。別々に設置するのであれば、あんしんすこやかセンターと抱き合わせて一つのセンターとして設置し、それぞれを分課する方が効率的だし、包括的に支援できるのではないか。また、どのような支援をしてくれるのか一般の方には分かりにくい。広報の仕方をもっと工夫できないのか。	色々なセンターを設置するのではなく、あんしんすこやかセンターと抱き合わせて一つのセンターとして設置した方が効率的だし、包括的に支援できるのではないか。どのような支援をしてくれるのか一般の方には分かりにくいので、広報の工夫を。	あんしんすこやかセンターは他センターと連携し、業務を行っております。困りごと等をあんしんすこやかセンターにご相談いただければ、相談内容に応じて専門のセンターと連携をしたり、ご紹介をさせていただきます。また、市としては、さらにあんしんすこやかセンターの認知度向上を図るため、あんしんすこやかセンターの広報に取り組んでおり、市の広報誌等によるPRのほか、あんしんすこやかセンターから遠い地域を中心に、出張相談を実施するなど取り組んでいるところです。また、昨年度より、コンビニや銀行などであんしんすこやかセンターの広報パンフを置かせていただいているところです。今後も効果的な広報について工夫を重ねていきたいと考えております。	1
37	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	要援護者支援センター・障害者支援センターの設置について、あんしんすこやかセンターの見守り推進委員との連携や協働を具体的に示していかないとセンターばかりできて、市民は理解できないし、医療介護福祉職も住みわけが見えてきにくく、効果が最大限に出せる具体策を望みます。「共生サービス」が言われる中「ワンストップサービスとしての総合窓口」という文言もあるので、介護と障がい福祉を単に連携でなく、まとめた地域の基幹センターを作るなど難しいのでしょうか。	要援護者支援センター・障害者支援センターの設置について、あんしんすこやかセンターの見守り推進委員との連携や協働を具体的に示していかないと、市民は理解できないし、医療介護福祉職も棲み分けが見えにくいので、効果が最大限に出せる具体策を望みます。介護と障がい福祉をまとめた地域の基幹センターを作るなど難しいのでしょうか。	あんしんすこやかセンターの職員が他センター・他機関と連携を図り業務を行います。困りごと等をあんしんすこやかセンターにご相談いただければ、相談内容に応じて専門のセンターと連携をしたり、ご紹介をさせていただきます。	1
38	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	第2章 重点目標・施策の柱2 第1節 地域での支援体制づくり、相談体制の充実 ・あんしんすこやかセンターは市民にかなり浸透してきており、センターの機能強化は必要だと思います。しかし業務は多く、日曜祭日相談対応など職員の労働強化にならないよう願います。職員の質もセンターによってばらつきがあります。「行政指導」での質の向上ではなく、労働条件の改善、あるいは民間委託ではない方向性も視野に入れられないでしょうか。 住民参加型サービスの育成は大変難しい課題だと思います。私は医療生協で組合員同士の助け合いの仕組みを担当していますが、求められるニーズは、認知症高齢者の増加、介護保険が使いづらいなどの理由でますます専門性の高いものになりつつあります。支援するもの支援される側の状況をつかみ、きめ細やかなコーディネートが必要です。そのためには社会福祉援助職の専門的な力が必要です。支援される側の尊厳を守るためにも、支援する側の社会参加、生きがい作りのためにも、専門職がきちんと関わる必要があると思えます。	あんしんすこやかセンターは市民にかなり浸透してきており、センターの機能強化は必要だと思います。「行政指導」による職員の質の向上ではなく、労働条件の改善、民間委託ではない方向性も視野に入れられないでしょうか。 住民参加型サービスの育成は大変難しい課題だと思います。求められるニーズは、ますます専門性の高いものになりつつあり、社会福祉援助職の専門的な力が必要です。専門職がきちんと関わる必要があると思えます。	平成28年12月8日の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しに関する意見として、特に、地域包括支援センターの強化が必要であるとして、介護離職防止のためのセンター土日祝日開庁、地域に出向いた相談会の実施等の取り組みについて示しており、神戸市においてもこれを踏まえて市民の利便性向上のため、取り組んでまいりたいと考えております。あんしんすこやかセンターにもご協力をお願いしたいと考えており、土日祝開庁のあり方については、検討をしております。 なお、土日祝日開庁は、土日祝日のうちいずれかの開設を想定しており、例えば既に土曜日に開設しているセンターに対して、日曜日や祝日も開庁するよう求めることは予定しておりません。また、市としては、こうした土日祝日開庁等の取り組みをあんしんすこやかセンターが行うために、既存業務の見直し等による事務の効率化や、センターの体制強化のための支援策を検討しているところです。 住民参加型サービスの育成については、介護人材が不足していく観点も踏まえ、総合事業での対応を中心に推進してまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
39	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	あんしんすこやかセンター	現行、中学校区でのあんしんすこやかセンター設置になっているが、小学校区エリアでのあんしんすこやかセンターが必要ではないかと思う。	現行、中学校区でのあんしんすこやかセンター設置になっているが、小学校区エリアでのあんしんすこやかセンターが必要ではないかと思う。	国は、地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置することとしており、日常生活圏域は概ね中学校区の規模を想定しています。市としても、そうした国の指針を受け、地域包括支援センターの圏域は、地域包括支援センターを概ね中学校区域に一つ設置することを目安として、高齢者人口の分布を考慮して設定しているため、あんしんすこやかセンターの増設は難しいと考えております。広い圏域のあんしんすこやかセンターにおいては、出張相談等を行い、利用者の方が相談に行きやすい工夫をしております。今後もあんしんすこやかセンターが機能強化できるよう支援を行ってまいります。	1
40	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	見守り	平常時・災害時のための「要援護者支援センター」について、要援護者とは？活動内容・範囲は？要介護者・要支援者との違いはなにか	平常時・災害時のための「要援護者支援センター」について、要援護者とは？活動内容・範囲は？要介護者・要支援者との違いはなにか	神戸市では、あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員を配置し、ひとりぐらし高齢者等を地域で見守っている民生委員等と協力をしながら、住民同士で互に見守り支え合えることのできる地域づくりを行っております。 これまでの取り組みを踏まえ、今後、災害時に本当に支援が必要となる要援護者、具体的には、社会参加が困難な高齢者（例えば要支援認定や要介護認定を受けている方や身体や知的の障害がある方など）や若年障害者などを平時から地域で見守りができる体制を構築してまいります。 要援護者支援センターに要援護者支援コーディネーターを配置し、見守りが必要となる対象者の把握やニーズのとりまとめを行い、関係機関との顔の見える関係づくり等、見守りに関して中心的な役割を担ってまいります。 要援護者支援センターの設置拡大に伴って、各センターの活動圏域についても調整してまいります。	1
41	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	見守り	要援護者とはどのような方々を指しているのか。また、見守り支援とは何を具体的にしてくれるのか。要援護者支援コーディネーターはどのような資格の人がなるのか。	要援護者とはどのような方々を指しているのか。また、見守り支援とは何を具体的にしてくれるのか。要援護者支援コーディネーターはどのような資格の人がなるのか。	神戸市では、あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員を配置し、ひとりぐらし高齢者等を地域で見守っている民生委員等と協力をしながら、住民同士で互に見守り支え合えることのできる地域づくりを行っております。 これまでの取り組みを踏まえ、今後、災害時に本当に支援が必要となる要援護者、具体的には、社会参加が困難な高齢者（例えば要支援認定や要介護認定を受けている方や身体や知的の障害がある方など）や若年障害者などを平時から地域で見守りができる体制を構築してまいります。 要援護者支援センターに要援護者支援コーディネーターを配置し、見守りが必要となる対象者の把握やニーズのとりまとめを行い、関係機関との顔の見える関係づくり等、見守りに関して中心的な役割を担ってまいります。 要援護者支援コーディネーターは要援護者支援センターを運営する法人の職員で、上記業務を実施できる方に担っていただきます。	1
42	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	見守り	障害者支援センター設置について、障害者の「見守り」の具体的な範囲は？今の障害者地域生活支援センター内に設置できないのか？新たに設置ばかりでは、設備費や人件費ばかりかかるとはならないか？あんしんすこやかセンターも利用できないのか？	障害者支援センター設置について、障害者の「見守り」の具体的な範囲は。今の障害者地域生活支援センター内に設置できないのか。	これまでの高齢者見守り等の取り組みを踏まえ、今後、災害時に本当に支援が必要となる要援護者、具体的には、社会参加が困難な高齢者や障害者（例えば要支援認定や要介護認定を受けている方や身体や知的に障害のある方など）を平時から地域で見守りができる体制を構築するにあたり、若年の障害者については、各区に設置する（仮称）障害者支援センターで、相談機能として設置する障害者地域生活支援センター等と連携して見守り支援を実施してまいります。高齢の障害者の見守りについては要援護者支援センターやあんしんすこやかセンターと連携してまいります。	1
43	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	見守り	○「要援護者支援センター」の設置 区に一人「要援護者支援コーディネーター」を配置することにより、見守り活動にどれくらいの効果が期待できるのでしょうか。 区役所の役割はどのようになっているのでしょうか。 地域支え合い推進員はあんしんすこやかセンターの職員という位置づけが表の中に表されていないように思います。	区に一人「要援護者支援コーディネーター」を配置することにより、見守り活動にどれくらいの効果が期待できるのでしょうか。 区役所の役割はどのようになっているのでしょうか。	あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員を配置しており、近隣住民同士で見守り支え合える地域づくりを進めております。 今後、要援護者支援センターは各区におけるバランスを考慮し、設置拡大を進めていくこととしており、それに伴って、要援護者支援コーディネーターも増員していくこととなります。 要援護者支援コーディネーターは、地域との顔の見える関係づくりに努め、あんしんすこやかセンターの地域支え合い推進員や民生委員等の見守り支援者間のネットワークづくりに努めることで、見守りに関して中心的な役割を担っていくこととなります。 また、区役所は、民生委員の地域見守り活動への支援等、見守りに関しての支援を行います。	1
44	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	医療・介護連携	【第3部 施策】第2章 地域での生活の継続に向けた支援 第2節 在宅医療・介護連携の推進 賛同します。	「第2節 在宅医療・介護連携の推進」について賛同します。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
45	3-2 地域の生活の継続に向けた支援	医療・介護連携	<p>入退院時等の情報処理 「ケアマネと病院の連携を強化」が、厚労省の社保審・介護給付費分科会では提言されているが、懸念だらけ。止めて欲しい。 ケアマネは「介護保険制度に一定程度詳しい専門家」ではあるが、ソーシャルワークはできないし、「一般業務管理マネジメント」に関しては素人。 経験上、ケアマネに情報を集約する運用に従った場合、 ・報告連絡はケアマネで停留・放置／伝言ゲームの如く情報が医療介護者に歪んで伝わる →各医療介護者に対して一々再説明が必要 ・私が、被介護者の既往歴等まとめた書類をケアマネに預けたことがあるが、「どこかにいった」と（後に見つかった返却されたが） →情報を溜め込むだけで、活用力・処理力がない。個人情報管理能力もない ・こちらが言ってもいないことを勝手に記載する作文虚偽計画書を作成、その旨を指摘しても放置 →アセスメント力皆無。体裁を整えるだけの「作業」をしているだけ・居宅介護支援事業所側の都合で担当者を変更した場合でも、事業所内で仕事の引継ぎも全くできない ・支援経過記録は、ただのイベントログ →トレーサビリティも一切担保なし ・サービス担当者会議の議事録は、各関係者のコメントの羅列であり、何の議事録にもなっていない等々。一般企業ではあり得ない。 入退院時に限った場合でも経験上、 ・退院予定が決まった際、ケアマネに連絡すると「私が病院に聞き取りに行った方がいいか？」と逆に問われた →そもそも家族が判断すべきことではない ・親が急性増悪→訪問看護へ緊急連絡→救急搬送→危篤→訪問看護や訪問予定だった訪問介護等へ状況連絡。その後、危篤状態でICUに入っている状態、身内との連絡しかするつもりがない状態の時、ストーカーの如くケアマネに電話発信を連打された（着歴がケアマネ分で埋まり尽くした） →訪問看護等に連絡した時点で、家族介護者としての私の連絡責任は果たしている。被介護者が危篤状態で、ケアマネにできることは何もない筈だが、非常識極まりない・最低限のマナーも合理的配慮も状況判断も一切できない適性欠落者。入院時対応加算の「小銭稼ぎ」のためだったと推測している。しかもこれが「主任ケアマネ」。「主任」には全く何の意味もない。 人が死のうが、人の人生をぶっ壊そうが、人に不利益を被らせ被害を及ぼそうが、一切お構いなしのケアマネは普通に存在する。実を伴わない余計な「加算」など設定しないでほしい。「小銭稼ぎ」を最優先させ、非常識なことをするケアマネは現に存在する。 病院の医者⇄診療所のかかりつけ医 病院の看護師⇄訪看・診療所の看護師 病院の介護士・セラピスト⇄訪介介護士・訪問リハのセラピストといった形で、現場の医療介護者同士で直接的に情報提供・申し送りを行うことを基本運用にすべき。必要なら、現場の医療介護者からケアマネに情報を上げる形に。一旦ケアマネに情報集約する、というデタラメ運用はやめてほしい。そんなことをしても現場の医療介護者に正確な情報は行き渡らない。医療介護サポートセンターもそのように主導いただきたい。</p>	<p>「ケアマネジャーと病院の連携を強化」が、厚労省の社保審・介護給付費分科会では提言されているが、懸念だらけなのでやめてほしい。一旦ケアマネに情報集約するという運用はやめてほしい。そんなことをしても現場の医療介護者に正確な情報は行き渡らない。医療介護サポートセンターもそのように主導いただきたい。</p>	<p>地域包括ケアシステムを推進していくため、医療・介護の連携はますます必要となっております。医療ニーズの高い利用者が安心して地域で暮らしていくために、医療や介護など様々なサービスや支援の調整役となるケアマネジャーの役割が大変重要です。 平成30年度からの介護報酬の改定案でも、医療機関との連携により積極的に取り組むケアマネ事業所について、入退院時連携に関する評価を充実することなどが盛り込まれており、在宅医療・介護連携のより一層の推進がなされるものと考えています。 また、本市としては、各区に設置されている「医療介護サポートセンター」において、ケアマネジャーなどの介護関係者と医療関係者の連携がより進んでいくよう、多職種連携が必要な事例検討会など医療・介護関係者向けの研修を定期的実施するなど、多職種間で顔が見える関係づくりを支援していきます。 さらに、ケアマネジャーに対し、医療知識習得や多職種連携のスキル向上のための研修などを実施し、医療と円滑に連携できるケアマネジャーを育成することとしています。</p>	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
46	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	医療・介護連携	第2節 在宅医療・介護連携の推進 基本的に賛成です。 長田区の状況しかわかりませんが昨年7月医療介護サポートセンターが立ち上がり 相談に対してきめ細やかで誠実な対応をされていると感じます。	「第2節 在宅医療・介護連携の推進」は、基本的に賛成です。 昨年7月医療介護サポートセンターが立ち上がり、相談に対してきめ細やかで誠実な対応をされていると感じます。	平成29年度に全区に設置しました医療介護サポートセンターについて、今後も機能の充実をはかってまいります。	1
47	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	権利擁護・虐待防止	【第3部 施策】第2章 地域での生活の継続に向けた支援 第3節 権利擁護／虐待防止対策 賛同します。	「第3節 権利擁護／虐待防止対策」について賛同します。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1
48	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	権利擁護	権利擁護施策の拡充について 緊急に金銭管理が必要とされるケース等、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業では対応できないような金銭管理に関する課題が生じた場合はどうするか等について、相談できる窓口も検討していただきたい。	成年後見制度や福祉サービス利用援助事業では対応できないような金銭管理に関する課題が生じた場合の対応について、相談できる窓口の設置を検討していただきたい。	福祉サービス利用援助の利用にあたっては、ご相談から訪問、面談、契約とサービス提供までに手続きが必要ですが、迅速かつ適切に支援を行えるよう、サービス提供までの期間短縮に取り組んでいるところであります。 また、判断能力の低下に伴い後見相当となった場合で、市長が後見開始を申し立てるケースについても、慎重な手続きを踏んでおり、親族の意向確認等や資料の準備、内部の会議や、第三者委員会による審議を行っていることから一定の時間を要しますが、今後は、業務の一部外部委託化等により申立までの期間を短縮することで、迅速に制度利用につなげるべく検討を行っています。 金銭管理を適正に行うには、こうした手続きが必要であることをご理解いただきますようお願いいたします。 なお、現在、身近な地域で権利擁護に関する相談ができるよう、相談体制の整備に向けて検討を行っているところです。	1
49	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	権利擁護	第3節 権利擁護・虐待防止対策 成年後見制度はかなり普及したものの「申請が難しい」「お金がない人は利用できない（する必要はない）」などまだまだ医療介護に携わる専門職にもわかりづらいものです。早急に全区役所に相談窓口が開設されることを望みます。	成年後見制度は、普及してきたものの医療介護に携わる専門職にもわかりづらいものです。早急に全区役所に相談窓口が開設されることを望みます。	現在、成年後見制度に関する相談窓口として、神戸市社会福祉協議会内の神戸市成年後見支援センターでの専門的な相談窓口に加え、市民後見人候補者による成年後見制度の利用手続き相談室を、各区において順次開設しているところです。早急に全区に開設し、身近な窓口として利用いただけるよう努めてまいります。	1
50	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	緊急時の対応	緊急時の対応について 災害時に要援護者の初動受入及び生活支援を行う基幹福祉避難所の整備や福祉避難所の充実が必要であるが、それだけの対応では多数の要援護者の避難先の確保は難しいのではないかと。 提案として、日ごろから要援護者がご利用されている通所介護や訪問介護、ショートステイ等の居宅サービス事業所とケアマネジャー等と平時から災害時はどうするか等を検討することによって、災害時の初動期の受け入れ先や一次避難所や在宅での避難生活も検討できるのではないかとと思われる。また、個人情報の取り扱いも含めて平時より基幹福祉避難所とケアマネジャー、居宅サービス事業所と連携できるシステムを検討していただきたい。	緊急時の対応について、日ごろから要援護者が利用されている居宅サービス事業所やケアマネジャー等と災害時の対応について検討することにより、災害時の初動期の受け入れ先や一次避難所や在宅での避難生活なども検討できるのではないかと。平時より基幹福祉避難所とケアマネジャー、居宅サービス事業所と連携できるシステムを検討していただきたい。	個人情報の取扱いの検討も必要ですが、本人が同意された方については、介護事業者と要援護者支援センター等とが連携できるようなしくみを検討していきたいと考えております。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
51	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	緊急時の対応	緊急時の施設入所の実施について ミドルステイサービスについての実績はほとんどなく、実際には稼働していないのではないかと。それは、特定の高齢者介護支援センターしか利用できないシステムになっているからではないか。提案としてどの特養等の介護保険施設でもミドルステイサービスが利用できるようにしていただきたい。	ミドルステイサービスについての実績はほとんどなく、実際には稼働していないのではないかと。それは、特定の高齢者介護支援センターしか利用できないシステムになっているからではないか。どの介護保険施設でもミドルステイサービスが利用できるようにしていただきたい。	ミドルステイサービスは、法定サービスを補完するサービスとして神戸市独自に実施しているサービスです。神戸市独自のサービスであるため、法定サービスに比べ、ケマネジャー等の認知度が低いことも考えられ、より円滑な利用が図られるよう、ホームページや集団指導の場などを活用し、広く周知に努めてまいります。	1
52	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	緊急時の対応	第4節 緊急時の対応 基本的に賛成です。災害時は災害直後の命を守る対応と時間が経過してからの生活を守る対応が必要です。障がい者や独居の重度介護者が置き去りにされないしくみと 普段元気な市民の安全が守られる仕組みと きちんと分けて考えていくことが必要かと思えます。	「第4節 緊急時の対応」について基本的に賛成です。障がい者や独居の重度介護者が置き去りにされないしくみと、普段元気な市民の安全が守られる仕組みときちんと分けて考えていくことが必要と思えます。	災害発生時には、基幹福祉避難所が要援護者の初動受け入れを行い、状況を確認しながら、適切な支援につなげていくように努めます。 災害時に支援が必要となる方を把握し、平時から地域で見守り支え合えるよう、顔の見える関係づくりを進めることで、災害時にも障害者や支援を要する高齢者への適切な支援につなげるように努めます。	1
53	3-3 認知症の人にやさしいまちづくりの推進	認知症	【第3部 施策】 第3章 認知症の人にやさしいまちづくりの推進 賛同します。	第3章 認知症の人にやさしいまちづくりの推進について、賛同します。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1
54	3-3 認知症の人にやさしいまちづくりの推進	認知症	認知症のサポートについて、専門機関の設置だけでなく、受診させるまでが大変なことがあると思うが、その支援は？	認知症のサポートについて、専門機関の設置だけでなく、受診させるまでが大変なことがあると思うが、その支援は。	認知症の疑いがあるが医療・介護サービスを利用されていない方、または、医療・介護サービスを利用しているが、道に迷い行方不明になる等BPSD（行動・心理症状）が顕著で対応に苦慮されている方とそのご家族に対して、早期に対応する「認知症初期集中支援チーム」の各区への配置をすすめており、早期診断・早期対応に向けて支援しております。 受診までのサポートについては、認知症初期集中支援チームのチーム員が訪問を繰り返してご本人・ご家族と関係性を構築しながら、受診の勧奨・受診同行等支援を行っています。今後も個別に応じた支援を進めてまいります。	1
55	3-3 認知症の人にやさしいまちづくりの推進	認知症	認知症の人にやさしいまちづくり条例に関して 事故防止のための運転免許自主返納の推進にあたっての判断や推進については、担当のケアマネジャー等の意見やサービス担当者会議を活用していただきたい。また、認知症高齢者への声掛け訓練の実施に当たり、市民への理解が得られるように啓発については、あんしんすこやかセンターまかせでなく、行政も積極的にしていただきたい。	事故防止のための運転免許自主返納の推進にあたっての判断や推進については、担当のケアマネジャー等の意見やサービス担当者会議を活用していただきたい。また、認知症高齢者への声掛け訓練の実施に当たり、市民への理解が得られるように、啓発については、あんしんすこやかセンター任せでなく、行政も積極的に行っていただきたい。	認知症の人にやさしいまちづくりを推進するための取り組みとして、運転免許自主返納の推進に合わせて、移動手段の確保など地域での生活支援に努めることとしており、具体的な方策について検討していきたいと考えております。 また、介護保険を利用されている方の対応においては、サービス担当者会議での検討内容（ご本人の記憶障害や生活上の障害の程度、鑑別診断結果等）を、あんしんすこやかセンターや認知症初期集中支援チームへつなぎ、自動車運転に不安のある方への相談に充分に応じるなど、適切な支援につながるよう、連携・協力しながら対応を進めていく必要があると考えています。 また、地域で認知症の人の見守りを強化していくためには、声かけ訓練の必要性をご理解いただき、より多くの方に訓練にご参加いただけるよう、あんしんすこやかセンターと連携しながら、市民や関係団体の方々に向けて積極的な周知・啓発に取り組んでいきます。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
56	3-3 認知症の 人にやさしい まちづくりの 推進	認知症	ICTを活用した見守り 「監視」との区別が曖昧。 老人の写真を平気でネットにUPするなど、そもそも肖像権を含めた人格権に係る意識が欠落した介護事業者は、普通に存在する。SNSやLINEなどに利用者個人情報を載せるような事業者も居る。患者情報をUSBメモリや紙媒体にコピー（＝規約違反）し、それを紛失する医者も居る。 個人情報の中でも、医療介護に係る個人情報は非常にセンシティブなもの。人権意識・情報リテラシーが低い医療介護者に対する不安は大きい。	ICTを活用した見守りについて、「監視」との区別が曖昧ではないか。 個人情報の中でも、医療介護に係る個人情報は非常にセンシティブなものであり、人権意識・情報リテラシーが低い医療介護者に対する不安は大きい。	本市では、平成27年度から行方不明になる心配がある方の情報を事前登録し警察等で共有し、行方不明時にはメールで情報提供を呼びかける「高齢者安心登録事業」を実施しており、現状として複数回行方不明によるメールによる捜索協力依頼している方がおられます。このため、行方不明になる心配のある方を早期に発見し事故を予防するため、地域での見守りや既存事業である行方不明時のメール配信（高齢者安心登録事業）による捜索協力に加えて、GPS等を活用し、現在おられる位置情報を確認する等の対策も必要であると考えています。 本市では、個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例に基づき対応しており、原則本人同意のもと、契約を行う予定です。ご指摘の点につきましては、十分に留意し、事業を進めてまいります。	1
57	3-3 認知症の 人にやさしい まちづくりの 推進	認知症	・認知症の人にやさしいまちづくりの推進について 〇区レベル、あんしんすこやかセンター管轄での、認知症サポーター数の目標設定を行う。 （1）現在、認知症サポーター養成講座の取り組みを実施されていますが、神戸市全体、各区などでの介護保険事業計画においてのサポーター数の目標人数を明確にすることが重要と思います。また講師役のキャラバンメイトの数が少ないと思います。居宅サービス事業所にキャラバンメイト配置を求めるなどの意見を盛り込んではいかがでしょうか？ （2）区民や地域住民だけではなく、市内の企業や会社にも毎年1回は認知症サポーター養成講座を行うことができるようにすすめてみてはいかがでしょうか？ 住民だけでなく働く方にも、市民の安全を互いに助ける形です。	神戸市全体、各区などでの介護保険事業計画においてのサポーター数の目標人数を明確にすることが重要と思います。また講師役のキャラバンメイトの数が少ないと思います。居宅サービス事業所にキャラバンメイト配置を求めるなどの意見を盛り込んではいかがでしょうか。 区民や地域住民だけではなく、市内の企業や会社にも毎年1回は認知症サポーター養成講座を行うことができるようにすすめてみてはいかがでしょうか。	本市では、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく目標数として、平成29年度末までに約8万人を養成することとしており、平成28年度末で累計約8万人の方が受講されているところです。さらに、認知症サポーターで地域で活動意欲がある方に対し、今年度の新規事業として、認知症カフェや居宅を訪問し、認知症の人の話し相手となる「訪問サポーター」を養成しており、応援者養成から活動へと事業を充実させていきたいと考えています。また、認知症サポーターのいる商店・事業所等へ認知症サポーターステッカーを配布し、認知症に理解のある商店等の目印としてもらうこととしています。（認知症サポーター店） キャラバン・メイトは、市内に約300人おり、講師役としてボランティアで年10回程度のサポーター養成講座を開催しています。 企業等を対象とした認知症サポーター養成については、本市でも積極的に取り組んでおり、これまで金融機関・食料品販売店やマンション管理組合など多くの企業の方に平成28年度末で累計約1万5,000人にご受講いただいています。また、地域の高齢者の異変に気付いた場合にあんしんすこやかセンターに連絡する「高齢者見守り事業」の協力事業者の方々にもご協力を依頼しているところです。	1
58	3-4 安全・安心な 住生活環境の 確保	施設整備	特別養護老人ホームを大幅に建設し待機者を解消して下さい。	特別養護老人ホームを大幅に建設し、待機者を解消して下さい。	高齢者が「住み慣れた地域で、介護を受けながら暮らし続けること」を可能とし、様々なニーズに対応できる多様な住まいの整備が必要と考えており、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設（有料老人ホーム及びケアハウス）といった施設を、各施設が担うべき役割や利用する高齢者のニーズに配慮しながら、計画的に整備を進めていきます。	14
59	3-4 安全・安心な 住生活環境の 確保	施設整備	特別養護老人ホームの入所について 要介護1及び2の特例入所の事例がかなり少ないのではないかと。虐待等でどうしても入所が必要な方については、措置入所ができるように今まで以上に調整していただきたい。	特別養護老人ホームの入所について、要介護1及び2の特例入所の事例がかなり少ないのではないかと。虐待等でどうしても入所が必要な方については、措置入所ができるように今まで以上に調整していただきたい。	神戸市においては、「神戸市特別養護老人ホーム入所指針」に基づき、特例入所に関する要件や手続きを定めており、特例入所対象者についても、施設側で受け入れが可能であれば、入所選考等を経て入所していただいております。また、特例入所の要件の1つとして、「家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること」を定めており、虐待等による入所が必要な要介護状態の高齢者についても特例入所の対象としています。	1
60	3-4 安全・安心な 住生活環境の 確保	施設整備	・特別養護老人ホームも低所得では入れない施設になってしまいました。居住費がかからない、生活保護でも入居可能な施設を切望します。	特別養護老人ホームも低所得では入れない施設になってしまいました。居住費がかからない、生活保護でも入居可能な施設を切望します。	高齢者が「住み慣れた地域で、介護を受けながら暮らし続けること」を可能とし、様々なニーズに対応できる多様な住まいの整備が必要と考えており、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設（有料老人ホーム及びケアハウス）といった施設を、各施設が担うべき役割や利用する高齢者のニーズに配慮しながら、計画的に整備を進めていきます。 特別養護老人ホームについては、多様な施設の整備を行う必要があることから、個室ユニットケアの考え方は活かしながら、ユニット型個室に比べ、低廉な従来型個室や、利用者のプライバシーに配慮した多床室の整備も併せて行う予定です。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
61	3-4 安全・安心な住生活環境の確保	施設整備	<p>【有料老人ホーム】</p> <p>35ページに「利用者のプライバシーに配慮した多床室の整備」とありますが、いかにプライバシーに配慮しても、多床室は「住まい」ではありません。長岡市で多床室の特別養護老人ホームを廃止した小山剛氏（故人）が、「多床室は、災害時の避難所。大学生でもワンルームマンションに暮らす時代に、高齢者が多床室で最期を迎えるのはいかがなものか。」と指摘し（且つ地域に小規模の複合型特養（個室）を展開し）ております。全く同感です。10年後には団塊の世代が入居する時期が来ます。多床室に喜んで入りたいと思う人はいないと思います。割り当てられる神戸市の予算の額の問題であれば、「神戸市に整備費の負担のない」有料老人ホームの整備を優先されてはいかがでしょうか。有料老人ホームは個室でなければ設置できませんし、民間事業者が整備費の負担をしますので、神戸市にとって願ったりかなったりではありませんか。</p>	<p>特別養護老人ホームについて、「利用者のプライバシーに配慮した多床室の整備」とありますが、いかにプライバシーに配慮しても、多床室は「住まい」ではありません。多床室に喜んで入りたいと思う人はいないと思います。</p> <p>多床室の整備が神戸市の予算の問題であれば、「神戸市に整備費の負担のない」有料老人ホームの整備を優先されてはいかがでしょうか。</p>	<p>特別養護老人ホームについては、施設サービスにかかる食費・居住費（滞在費）について負担を軽減する制度など、低所得者の方に配慮した制度を実施していますが、「第7期神戸市介護保険事業計画の策定に向けた実態調査」において、個室と相部屋（多床室）の概ねの負担額を紹介したうえで、個室・相部屋のどちらを選択するかたずねたところ、24.5%の方が「相部屋」と回答される結果となりました。そこで、高齢者の様々なニーズに対応できるよう、多様な施設の整備を行う必要があると考え、個室ユニットケアの考え方は活かしながら、従来型個室や、利用者のプライバシーに配慮した多床室の整備も併せて行う予定です。ご意見については、今後、特別養護老人ホームの整備を進めていく上でのご意見として承ります。</p>	1
62	3-4 安全・安心な住生活環境の確保	施設整備	<p>【特定施設入居者生活介護】</p> <p>特養の第7期中の整備量1,100に対し、特定の整備量330は、バランスが取れていません。神戸市にとって、①整備費負担が少ない、②特養よりも介護報酬が低い、特定施設入居者生活介護の整備を優先しない理由が理解できません。是非、整備量のバランスの見直しを再検討していただきたいと考えます。</p>	<p>第7期中の施設の整備について、特別養護老人ホームの第7期中の整備量1,100に対し、特定施設の整備量330はバランスが取れていません。整備量のバランスの見直しを再検討していただきたいと考えます。</p>	<p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、今後の高齢者人口や施設利用者数の伸びを推計し、また、地域医療構想との整合性を図りながら、高齢者が「住み慣れた地域で、介護を受けながら暮らし続けること」を可能とし、様々なニーズに対応できる多様な住まいの整備が必要と考えており、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設（有料老人ホーム及びケアハウス）といった施設を、各施設が担うべき役割や利用する高齢者のニーズに配慮しながら、計画的に整備を進めていきます。</p>	1
63	3-4 安全・安心な住生活環境の確保	住生活環境	<p>安全安心な住生活環境整備について、「子育て世代や親との3世代」近くに住む引越し助成について、同居だけでなく、近隣としたところが、介護者の心身経済面での負担軽減や、親世代が孫の世話などをするという元気でいる生きがい作りとなると思われ、現実味がある素晴らしい案だと思う</p>	<p>「子育て世代や親との3世代」近くに住む引越し助成について、同居だけでなく、近隣としたところが、現実味がある素晴らしい案だと思う</p>	<p>本助成は、本格的な少子・超高齢社会を迎える中、3世代が近居もしくは同居し、相互に助け合いながら高齢期や子育て期を安心して過ごすといった住まい方を支援する取り組みとして実施しており、引き続き取り組みを進めてまいります。</p>	1
64	3-4 安全・安心な住生活環境の確保	住生活環境	<p>それぞれの事情で子育て世帯と親世帯の3世帯が近くに住みたくても住めない家族も大勢いる。特に神戸市は震災遺児となられた方もいらっしゃる。親に頼りたくても頼れないの方が何倍も苦労されている。そのような方々こそ支援が必要なのではないか。そもそも親の近くに住める人は助成など出さなくても住んでいらっしゃる。また、近くに住んでいても同居していても親の面倒をみない人はみない。そのような方々への助成を考えるのは不公平感を覚える。</p>	<p>子育て世帯と親世帯の3世帯が近居支援について、親に頼りたくても頼れないような方々こそ支援が必要ではないか。</p>	<p>本助成は、住宅政策の様々な支援の一つで、子世帯への支援だけではなく、高齢期を迎える親世帯にとっても子世帯が近くにいる安心感、緊急時のサポートの受けやすさといった効果が想定されることから、相互に助け合いながら高齢期や子育て期を安心して過ごすといった住まい方を支援する取り組みとして実施しております。</p>	1
65	3-4 安全・安心な住生活環境の確保	住生活環境	<p>住生活環境とは、老人ホームや市営住宅など、箱物のことだけをお考えか。「住み慣れた地域」と理念に掲げるのであれば、崩れた道路や階段があるため、外に出るに出られず、神戸市に相談しても地域住民と相談するようにとしか回答がなく、QOLを著しく阻害している方々がいらっしゃることもしっかりと認識すべき。</p>	<p>「住み慣れた地域」と理念に掲げるのであれば、箱物だけではなく、崩れた道路や階段があるため外に出るに出られない方々がいらっしゃることもしっかりと認識すべき。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
66	3-4 安全・安心な住生活環境の確保	住生活環境	<p>・サービス付き高齢者向け住宅は「家族に変わる見守りがある」「バリアフリー」「必要なサービスにアクセスしやすい」など高齢者の住み替えの場所としては重要な選択肢の一つです。しかし 費用が一定かかるため国民年金受給者などは入居が難しいです。</p> <p>計画の中ではまったく触れていませんが サービスつき高齢者向け住宅に入居する際の低所得者への家賃補助や見守りサービス費用の補助など神戸市独自の補助制度が実現できないでしょうか。</p> <p>・低所得者対策としては 市営住宅の充実が上げられていますが 市営住宅に24時間見守りサービス機能をつけるなど 低所得で要援護の高齢者の住み替えの場の創設を希望します。</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住み替えの場所としては重要な選択肢の一つですが、費用がかかるため国民年金受給者などは入居が難しいです。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅に入居する際の低所得者への家賃補助や見守りサービス費用の補助など、神戸市独自の補助制度が実現できないでしょうか。</p> <p>市営住宅に24時間見守りサービス機能をつけるなど、低所得で要援護の高齢者の住み替えの場の創設を希望します。</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅は平成23年度に制度が開始された住宅で、供給状況等の推移を確認しているところであり、神戸市独自の家賃補助制度は今のところ検討しておりません。</p> <p>住宅セーフティネットのひとつである市営住宅においては、高齢者の方が自立して安全かつ快適な生活を営めるよう、緊急通報システムによる安否の確認、生活援助員による生活相談や緊急時の対応など、一定のサービスが受けられるシルバーハイツを提供しております。</p> <p>また、市営住宅全体で「65歳以上の高齢者のみで構成された世帯」に対しては、電話・住戸訪問・ポストチェック等の「見回り・声かけ運動」を指定管理者が実施しております。</p> <p>今後とも、市営住宅における高齢者の方への対応については、関係部署等と連携し取り組んでまいります。</p>	1
67	3-4 安全・安心な住生活環境の確保	住生活環境	<p>第3部第4章 第1節①多様な住まいの確保、施設・居住系サービスの確保</p> <p>＜主な施策＞（33頁）「サービス付き高齢者向け住宅」の記述に「共用部分は入居者の交流が促進されることから、良好な環境が確保されるよう誘導」とありますが、共用部分があれば交流が促進されるという甘いものではありません。交流の仕掛け（ソフト）が必要です。サ高住の登録基準に「交流のための共用部分」の設置や「交流の仕掛け（ソフト）」はないと思います。有料老人ホームの設置運営指導指針には、共用部分の設置や交流促進の仕掛けがありますので、むしろ有料老人ホームの充実を図るべきではありませんか。サ高住でするのであれば、神戸市の「登録基準」に有料老人ホーム同様の文言を織り込むべきだと考えます。</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅について、「共用部分は入居者の交流が促進されることから、良好な環境が確保されるよう誘導」とありますが、交流の仕掛け（ソフト）が必要です。有料老人ホームの設置運営指導指針には、共用部分の設置や交流促進の仕掛けがありますので、むしろ有料老人ホームの充実を図るべきではありませんか。サ高住でするのであれば、神戸市の「登録基準」に有料老人ホーム同様の文言を織り込むべきだと考えます。</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に共用部分の交流の仕掛け等を定める予定はありませんが、有料老人ホーム事業を行うサービス付き高齢者向け住宅は、神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針の規定が一部適用になります。</p>	1
68	3-4 安全・安心な住生活環境の確保	施設整備	<p>介護保険施設等整備について 施設整備数が2,270床となっているが、そのためにはかなりの人材を確保する必要があり、法人の努力だけでは人材の確保は難しいのではないか。再就職支援等、介護セミナーを積極的に開催する等では難しいのではないか。実態に合わせた施設整備を目標とし、整備数を減らすことによって、保険料も軽減できるのではないか。</p>	<p>施設整備数が2,270床となっているが、そのためにはかなりの人材を確保する必要があり、法人の努力だけでは人材の確保は難しいのではないか。再就職支援等、介護セミナーを積極的に開催する等では難しいのではないか。実態に合わせた施設整備を目標とし、整備数を減らすことによって、保険料も軽減できるのではないか。</p>	<p>今後、介護保険サービスの利用者が増加すると見込まれる中、介護職員の確保・定着は喫緊の課題であり、将来のサービス提供に必要な人材の確保・定着を図るとともに、サービス水準の確保を図っていく必要があります。そのために、国・県・市の役割分担の下、県、県社会福祉協議会、事業者団体と連携して、人材の確保・育成に取り組んでいく必要があります。</p> <p>介護人材確保対策としては、2017年度の臨時報酬改定において月額平均1万円相当の処遇改善が実施されており、また、2018年度から報酬全体でプラス0.54%となっています。さらには、介護人材確保をより一層進めるため、2019年10月から、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことが予定されています。引き続き本市としては、これら国の動きを踏まえつつ、研修・啓発等を中心に人材確保対策を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>施設整備については、高齢者が「住み慣れた地域で、介護を受けながら暮らし続けること」を可能とし、様々なニーズに対応できる多様な住まいの整備が必要と考えており、各施設が担うべき役割や利用する高齢者のニーズに配慮しながら、計画的に整備を進めていきます。</p>	1
69	3-5 人材確保・育成	人材確保・育成	<p>【第3部 施策】第4章 安全・安心な住生活環境の確保</p> <p>整備目標について：掲げられる目標に異論は有りませんが、増大する介護施設を支える介護人材を確保できないと作られた施設が宝の持ち腐れになります。</p> <p>現状においても介護人材の不足は危機状況を超えており、要介護高齢者にとって危険な状況となっています。私どもが2016年に開設した介護老人福祉施設は1年8ヶ月掛かってやっと全てのユニットを活用することができる状態になりました。同時期に開設した介護老人福祉施設で、未だに一部ユニットの活用ができていないところもあります。</p>	<p>整備目標について、掲げられる目標に異論は有りませんが、増大する介護施設を支える介護人材を確保できないと作られた施設が宝の持ち腐れになります。</p>	<p>今後、介護保険サービスの利用者が増加すると見込まれる中、介護職員の確保・定着は喫緊の課題であり、将来のサービス提供に必要な人材の確保・定着を図るとともに、サービス水準の確保を図っていく必要があります。そのために、国・県・市の役割分担の下、県、県社会福祉協議会、事業者団体と連携して、人材の確保・育成に取り組んでいく必要があります。</p> <p>介護人材確保対策としては、2017年度の臨時報酬改定において月額平均1万円相当の処遇改善が実施されており、また、2018年度から報酬全体でプラス0.54%となっています。さらには、介護人材確保をより一層進めるため、2019年10月から、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことが予定されています。</p> <p>本市としましても、計画で重点目標に掲げた施策を推進していくとともに、今後とも引き続き国に対して人材確保・育成について要望してまいりたいと考えています。</p>	1

第7期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画案に対する意見への回答

資料4-②

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
70	3-5 人材 確保・ 育成	人材 確保・ 育成	【第3部 施策】第5章 人材の確保・育成 介護人材確保についてプランをしめされていますが、「支給型奨学金制度」や「神戸市独自の介護職員処遇改善策」「市が運営する介護職員養成研修」などの積極的な施策がないと新しい施設が運用できないばかりか、既存施設から介護人材が流出し、その施設で生活する高齢者が危険にさらされることを危惧します。	介護人材確保について、「支給型奨学金制度」や「神戸市独自の介護職員処遇改善策」「市が運営する介護職員養成研修」などの積極的な施策がないと施設の運営ができなくなります。	今後、介護保険サービスの利用者が増加すると見込まれる中、介護職員の確保・定着は喫緊の課題であり、将来のサービス提供に必要な人材の確保・定着を図るとともに、サービス水準の確保を図っていく必要があります。そのために、国・県・市の役割分担の下、県、県社会福祉協議会、事業者団体と連携して、人材の確保・育成に取り組んでいく必要があります。 本市独自の取組みとしては、県と協調して実施している介護現場を離れた人材の復職支援を行う「介護職再就職支援講習」、介護職員の働く意欲の向上や人材の離職防止等を目的とした神戸市独自の認定制度である「神戸市高齢者介護士認定制度」、さらに、新たに外国人材受け入れに向けた研修支援など、計画で重点目標に掲げた取組みを実施してまいります。	1
71	3-5 人材 確保・ 育成	人材 確保・ 育成	介護労働者の賃金上げや、労働条件を改善をできるよう財政保障をすべきです。	介護労働者の賃金上げや、労働条件を改善をできるよう財政保障をすべきです。	今後、介護保険サービスの利用者が増加すると見込まれる中、介護職員の確保・定着は喫緊の課題であり、将来のサービス提供に必要な人材の確保・定着を図るとともに、サービス水準の確保を図っていく必要があります。そのために、国・県・市の役割分担の下、県、県社会福祉協議会、事業者団体と連携して、人材の確保・育成に取り組んでいく必要があります。 介護人材確保対策としては、2017年度の臨時報酬改定において月額平均1万円相当の処遇改善が実施されており、また、2018年度から報酬全体でプラス0.54%となっています。さらには、2019年10月から、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことが予定されています。 本市としましても、計画で重点目標に掲げた施策を推進していくとともに、今後とも引き続き国に対して人材確保・育成について要望してまいりたいと考えています。	8
72	3-5 人材 確保・ 育成	人材 確保・ 育成	全体として、地域の住民等の力を集めて超高齢化社会に向かって取り組む姿勢は理解できますが、やはり、医療・介護・福祉職の人材育成と確保は必須と思われます。とりわけ専門職としての介護職の確保と育成が今最も重要な課題です。この点の視点や施策が薄くこれでは何も見えてこないと思いました。私たちが高齢者になった時、専門職の介護職の方にお世話になれるだろうかと不安に思いました。「元気な高齢者」をあてにしたボランティア・近隣の方では限度と限界があると思います。早期に神戸市としても具体的な対応策を検討・提示すべきだと思います。	医療・介護・福祉職の人材育成と確保は必須と思われます。とりわけ専門職としての介護職の確保と育成が今、最も重要な課題です。早期に神戸市としても具体的な対応策を検討・提示すべきだと思います。	今後、介護保険サービスの利用者が増加すると見込まれる中、介護職員の確保・定着は喫緊の課題であり、将来のサービス提供に必要な人材の確保・定着を図るとともに、サービス水準の確保を図っていく必要があります。そのために、国・県・市の役割分担の下、県、県社会福祉協議会、事業者団体と連携して、人材の確保・育成に取り組んでいく必要があります。 介護人材確保対策としては、2017年度の臨時報酬改定において月額平均1万円相当の処遇改善が実施されており、また、2018年度から報酬全体でプラス0.54%となっています。さらには、2019年10月から、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことが予定されています。 本市としましても、計画で重点目標に掲げた施策を推進していくとともに、今後とも引き続き国に対して人材確保・育成について要望してまいりたいと考えています。	1
73	3-5 人材 確保・ 育成	人材 確保・ 育成	人材育成としての神戸市高齢者介護士認定制度もありますが、制度としてよくわかりづらいものとなっていないでしょうか？29年度の実績も含めて提示していただく方がわかりやすいかと思えます。	人材育成としての神戸市高齢者介護士認定制度もありますが、制度としてよくわかりづらいものとなっていないでしょうか。平成29年度の実績も含めて提示していただく方がわかりやすいと思えます。	「神戸市高齢者介護士認定制度」は神戸市介護サービス協会が、介護施設・事業所に入職後3年以上5年未満継続して介護業務に従事している職員を対象として4日間の講習会と認定試験を行い、本市が、合格者に市長名の認定証を授与することにより、介護職員が継続して働くことへの意欲向上を図ることを目的とした、本市独自の認定制度です。当該認定試験合格をもって、平成29年度より、介護報酬改定による新たなキャリアパス要件を設けた月額平均1万円相当の処遇改善について、「資格」「評価」の基準として取り扱うことができることとなりました。平成29年度は受験者33名のうち18名が認定されました。制度の周知に関して、事業者集団指導での説明や、記者資料提供、ホームページ等で実績を含めて周知を行っております。引き続き、わかりやすい制度周知に努めてまいります。	1
74	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適 正 運 営	【第3部 施策】第6章 介護保険制度の適正運営 ○ 要介護認定の適正化 認定審査会の本庁での一元管理について、事務の効率性をはかるために介護認定が遅れたり、審査時間の削減になり兼ねないために同意いたしかねます。	認定審査会の本庁での一元管理について、事務の効率性をはかるために介護認定が遅れたり、審査時間の削減になり兼ねないために同意いたしかねます。	要介護認定は、公平・公正に客観的な審査が行えるよう全国一律の基準が定められており、認定調査員による訪問調査と主治医の意見を基に認定審査会による審査判定を行うことから、申請から結果通知までは、通常1ヶ月程度かかります。今回の認定審査会の本庁での一元管理は、認定審査会での事務局体制を変更するものですので、結果通知の日数や審査時間には影響はありません。今後も事務の効率化を図りながら、適正な要介護認定の運営に努めてまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
75	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適正 運 営	【第3部 施策】第6章 介護保険制度の適正運営 ○ 住宅改修の点検 賛同します。	住宅改修の点検について、賛同しま す。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1
76	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適正 運 営	【第3部 施策】第6章 介護保険制度の適正運営 ○ 医療情報との突合・縦覧点検の実施 資料の一面的な評価でなく、利用者の置かれている生活 実態を把握・検討をお願いします。	医療情報との突合・縦覧点検につい て、資料の一面的な評価でなく、利用 者の置かれている生活実態を把握・検 討をお願いします。	医療情報との突合・縦覧点検は、受給者の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供され たサービスの整合性の点検を行う「医療情報との突合」を実施することで、医療と介護の重複請求を防止す るほか、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定 回数・算定日数等の点検を行う「縦覧点検」を実施することで、請求内容の誤り等を早期に発見しようとする ものですので、取り組みの趣旨をご理解願います。	1
77	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適正 運 営	【第3部 施策】第6章 介護保険制度の適正運営 ○ 介護給付費通知 サービス受給の自粛に繋がり、反対します。	介護給付費通知について、サービス 受給の自粛に繋がり、反対します。	介護給付費通知の送付は、保険者である神戸市から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介 護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービス の利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認いただくき、適正な請求に向 けた抑制効果を期するものですので、取り組みの趣旨をご理解願います。	1
78	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適正 運 営	【第3部 施策】第6章 介護保険制度の適正運営 ○ 第三者求償事務の強化 賛同します。但し、柔軟な対応を求めます。	第三者求償事務の強化について、賛 同しますが、柔軟な対応を求めます。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1
79	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適正 運 営	【第3部 施策】第6章 介護保険制度の適正運営 ○ 事業所監査指導 一律的な監査指導にならないように留意願います	事業所監査指導は、一律的な監査指 導にならないように留意願います	事業者指導には、①事業者を集めて説明会方式で行う集団指導、②計画的に事業所・施設に赴き、介護保 険制度に則った事業運営・介護サービスの提供が行われているか確認する実地指導、③事業所・施設従事者 による高齢者虐待の疑い、運営基準違反や介護報酬の不正請求などの情報が寄せられた場合などに随時実施 する監査などがあります。監査の結果、重大な違反が認められた場合には事業者指定の取消しなどの行政処 分を行うこともあります。 今後も状況に応じた事業者指導に努めていきます。	1
80	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適正 運 営	【第3部 施策】第6章 介護保険制度の適正運営 ○ サービス付き高齢者住宅への対応 賛同します。	サービス付き高齢者住宅への対応に ついて、賛同します。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
81	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適 正 運 営	【第3部 施策】第6章 介護保険制度の適正運営 ○ 自立支援型ケアマネジメントの実施 要介護者一人ひとり状況が異なります。一律的な指導にならないように留意願います。	自立支援型ケアマネジメントの実施について、要介護者一人ひとり状況が異なります。一律的な指導にならないように留意願います。	高齢者が増加して行く中、住みなれた地域で尊厳ある日常生活を営めるよう、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが一層重要となります。医療や介護を含めた多職種協働により、一人ひとりの要介護者が適切な情報提供や支援を通して自己選択・自己決定ができるよう、実務的な研修を行っていきます。	1
82	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適 正 運 営	【第3部 施策】第6章 介護保険制度の適正運営 ○ ケアプランの点検 行き過ぎた点検は利用者のサービス提供に支障をきたします。プランの点検は賛同しかねます。	行き過ぎたケアプランの点検は利用者のサービス提供に支障をきたします。プランの点検は賛同しかねます。	ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援に資する適切なケアプランになっているか、過不足のない適切なサービス・支援となっているかをケアマネジャーと共に検証確認することで、ケアプランの適切化を図るものです。また、点検を通じて、ケアマネジャーが自身の課題や良さに気づき、資質向上に取り組めるよう支援をしております。	1
83	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適 正 運 営	自立支援の考えの元、介護度の認定を軽く行い、介護保険利用者に無理な生活を強いて、体調を崩されてしまうケースも多々見受けられる。理念を間違えないでいただきたい。	自立支援の考えの下、介護度の認定を軽く行い、介護保険利用者に無理な生活を強いて、体調を崩されてしまうようなことのないようにしていただきたい。	要介護認定は、全国一律の基準によって、客観的に判定する仕組みになっています。認定申請を受けて実施される認定調査の結果と主治医意見書を基に、全国一律のコンピュータソフトによる介護の必要性の推計（一次判定）を行い、審査会が審査の基準に従って審査判定資料の内容を審査し、要介護度を判定（二次判定）します。 認定調査の結果が要介護認定の最も基本的な資料であることから、認定調査においても、全国一律の基準により、調査の方法や選択基準等の定義が定められています。 神戸市では、この基準に基づき、要介護認定における公平・公正性を確保するため、認定調査員研修や審査会委員研修等を実施し公平で公正な要介護認定が行えるよう努めております。	1
84	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適 正 運 営	・自立支援の名による利用者、事業所へのケアプランを通じて「過度な自立の強要」、短期研修のペルパパーによる「生活支援」新設や、訪問回数制限、人員基準や介護報酬の引き下げは絶対やめてください。	自立支援の名による「過度な自立の強要」、短期研修のペルパパーによる「生活支援」新設や、訪問回数制限、人員基準や介護報酬の引き下げはやめてください。	ケアプラン点検では、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援に資する適切なケアプランになっているかを、手順面・実践面からケアマネジャーと共に検証確認しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに、不適切なサービス導入が確認されれば是正を促し、適切なケアプランにしています。 国においては、生活援助について、人材確保の裾野を拡大するうえで新研修を創設することとしており、本市としてもその動向に注視しております。	2
85	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適 正 運 営	自立支援型ケアマネジメント研修について 研修の内容を検討するにあたっては、神戸市ケアマネジャー連絡会が今まで神戸市委託事業で中心的に研修企画を検討してきたので、今後も神戸市ケアマネジャー連絡会とワーキング等を開催して、研修企画を検討していただきたい。	自立支援型ケアマネジメント研修の内容を検討するにあたっては、今後も神戸市ケアマネジャー連絡会とワーキング等を開催して、研修企画を検討していただきたい。	研修の企画運営につきましては、これまでと同様、神戸市ケアマネジャー連絡会等と連携し検討していきます。	1
86	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適 正 運 営	ケアプランの点検について 自立支援に資する適切なケアプランの点検をどうするかについて、神戸市委託事業で主任ケアマネジャーを対象にアドバイザー養成研修を実施してきた。適切な自立支援型のケアプランの点検をアドバイザーができるシステムを検討していただきたい。	自立支援に資する適切なケアプランの点検をどうするかについて、神戸市委託事業で主任ケアマネジャーを対象にアドバイザー養成研修を実施してきた。適切な自立支援型のケアプラン点検をアドバイザーができるシステムを検討していただきたい。	現在のケアプラン点検は、保険者（神戸市）が実施しておりますが、国の指針では、地域の主任ケアマネジャーや職能団体による点検の場を設けることも有効とされています。今後のケアプラン点検の体制につきまして、アドバイザー養成講座を受講された主任ケアマネジャーを含めケアマネジャー連絡会の皆様のご意見をいただきながら検討していければと考えます。	1
87	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適 正 運 営	（仮称）ケアマネジメント検討会議について ケアマネジメント検討会議を開催する目的を説明等示していただきたい。また、検討会議の開催のためのワーキング等で打ち合わせする際には、委員として神戸市ケアマネジャー連絡会の推薦者を入れていただきたい。	ケアマネジメント検討会議を開催する目的を説明等示していただきたい。また、検討会議の開催についてワーキング等で打ち合わせする際には、委員として神戸市ケアマネジャー連絡会の推薦者を入れていただきたい。	自立支援に資するケアマネジメントを推進していくために、多職種が協働して、自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点からケアプランや支援内容を検討することにより、利用者の課題解決を支援するとともに、ケアマネジャーのケアマネジメントの実践力の向上を図ります。具体的な運用につきましては、ケアマネジャーの皆様のご意見も聞きながら検討してまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
88	3-6 介護保険制度の適正運営	適正運営	・ケアマネジメント検討会議 現在行なわれている「ケアプランチェック」はケアマネジャーの立場からは「支援」だと感じられないような厳しいチェックが行なわれてきた事実もあります。ケアマネジャーが「ひとりでかかえこまなくてもよい」と思える支援「専門職からの建設的な助言が聞ける機会」になることを望みます。（私も以前ケアマネジャーとしてケアプランチェックを経験した立場からの意見です）	ケアマネジメント検討会議について、現在の「ケアプランチェック」はケアマネジャーの立場からは「支援」だと感じられないような厳しいチェックが行なわれてきた事実もあります。同会議が「専門職からの建設的な助言が聞ける機会」になることを望みます。	自立支援に資するケアマネジメントを推進していくために、多職種が協働して、自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点からケアプランや支援内容を検討することにより、利用者の課題解決を支援するとともに、ケアマネジャーのケアマネジメントの実践力の向上を図ります。具体的な運用につきましては、専門職のご意見も聞きながら検討していきます。	1
89	3-6 介護保険制度の適正運営	適正運営	第6章 重点目標・施策の柱6 ケアプランの点検 自立支援とは何か「出来ないことを支援してもらえ安全安心な環境の中で、昨日よりも明日をより自分らしく意欲的に生きていけること」「人間の尊厳をもって生きていけること」だと考えます。自立支援とは「時間がかかって苦痛が伴っても自分で出来ることは自分です」という単純なものではないと考えます。一方的な考え方を押し付けてそれを強要するような「自立の強要」につながる点検はやめてください。	ケアプランの点検について、一方的な考え方を押し付けてそれを強要するような「自立の強要」につながる点検はやめてください。	自立支援に資するケアマネジメントを推進していくために、多職種が協働して、自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点からケアプランや支援内容を検討することにより、利用者の課題解決を支援するとともに、ケアマネジャーのケアマネジメントの実践力の向上を図ります。具体的な運用につきましては、専門職のご意見も聞きながら検討していきます。	1
90	3-6 介護保険制度の適正運営	適正運営	地域包括支援センター運営協議会による公平・公正なセンター運営の確保について 公営・公正なセンター運営のために開催される各区の地域包括支援センター運営協議会に神戸市ケアマネジャー連絡会の推薦者を委員として会議に参加し、特にケアマネジャー支援等、包括的・継続的ケアマネジメントに関連する業務についての意見交換をさせていただきたい。	公営・公正なセンター運営のために開催される各区の地域包括支援センター運営協議会に神戸市ケアマネジャー連絡会の推薦者を委員として会議に参加し、特にケアマネジャー支援等、包括的・継続的ケアマネジメントに関連する業務についての意見交換をさせていただきたい。	地域包括支援センター運営協議会の委員は要綱により定められております。今後、必要に応じて委員の選定について検討してまいります。なお、神戸市地域包括支援センター運営協議会の委員には、神戸市ケアマネジャー連絡会からご参加いただいております。	1
91	3-6 介護保険制度の適正運営	適正運営	ケアマネの質 ケアマネの質の向上について、国レベルで何年にも渡ってずっと謳われてきているが、改善がない。 2017年の厚労省社保審・介護給付費分科会においても、「主任ケアマネには研修を受ければ誰でもなれる。資質や技能のない人を排除する仕組みが必要」「ケアマネジメントの質の向上」との意見が出ている。制度に係る会合で、それと直接関係のない「特定の職種に係る質」に類する意見が出るのはケアマネだけだろう。不要論が登場してからもう久しい。 私的には制度破綻していると考えているが、上記のように「適性のない者の資格取消」（役人であれば分限免職）機能を強化してもらいたい。不正受給に関与しない限り、資格取消になることはなく、仕事ができない・適性が欠落した者でも、居座った者勝ちが罷り通っている。いい加減にしてほしい。こんな者たちのために税金や保険料を納めているわけではない。	ケアマネジャーの質の向上について、国レベルで何年にも渡ってずっと謳われてきているが、改善がない。「適性のない者の資格取消」機能を強化してもらいたい。	神戸市では、高齢者が適切な情報提供や支援を通して自己選択・自己決定ができるよう、多職種協働による質の高いケアマネジメントを目指し、実務的な研修やケアプラン点検を実施し、ケアマネジャーの資質向上を図っております。 ケアマネジャーの登録削除が必要な場合については、県の所管となっているため、県に情報提供しております。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
92	3-6 介護保険制度の適正運営	適正運営	<p>居宅介護支援事業所（居宅）による介護事業者紹介 「利用者の選択の自由」を謳っているが、居宅ケアマネは選択肢を用意しない。在宅系の訪問介護・訪問看護等の介護事業者紹介を依頼すると、ある事業者の管理者をいきなり連れてきて契約するという流れが常（通所サービスであれば、見学やお試し利用を経た後に本契約に至るといった流れが（一応は）あるが）。複数の事業者情報を利用者側に提供し、各事業者の管理者らと一通りお会いしてから事業者を選択する、という流れにはない。</p> <p>私の経験の一つに、かかりつけ医に「A訪問看護事業者がいいかもしれない」との助言をいただいたので、ケアマネに「まずはA訪問介護事業者に問い合わせ欲しい」旨を記載した書類を作成しケアマネに渡したが、A訪問介護事業者に問い合わせることは一切せず、全く別の事業者をいきなり連れて来られたことがある。ここまで杜撰・デタラメな事例は稀かもしれないが、そもそも居宅ケアマネに選択肢を用意するという思考があるとは思えない。全く希望と違う事業者を紹介されても、ケアマネが何ら責任を取るわけでもない。</p> <p>介護事業者紹介に係る、ケアマネから利用者側への説明ルールを今後厳格化（違反時は報酬減）するそうだが、形式的なものに終わる印象しかなく、期待できない。</p> <p>せめて、「地域包括支援センター・医療介護者・口コミ等から地域の介護事業者情報を得て、利用者側自ら直接、介護事業者にあたってみる」といった事業者選定方法（＝ケアマネを経由しない）も周知して欲しい。それに伴って、各介護事業者も、利用者側から直接問い合わせがあった場合、「ケアマネを通して」ではなく、まずは直接対応して欲しい。実際に会ってみないと、相性が良さそうか否かといった”直感”すら働かない。</p>	<p>「利用者の選択の自由」を謳っているが、居宅ケアマネジャーは選択肢を用意しない。</p> <p>「地域包括支援センター・医療介護者・口コミ等から地域の介護事業者情報を得て、利用者側自ら直接、介護事業者にあたってみる」といった事業者選定方法（＝ケアマネジャーを経由しない）も周知して欲しい。それに伴って、各介護事業者も、利用者側から直接問い合わせがあった場合、「ケアマネを通して」ではなく、まずは直接対応して欲しい。</p>	<p>ケアマネジャーは、利用者・家族からの相談を受け、専門職や事業者等と連携ながらケアプランを作成し、介護サービスや支援が総合的に提供されるようケアマネジメント（調整）を行います。その業務は、特定のサービス種類や事業所に偏ることのないよう中立公平に行うことが必要です。今後も、適切なケアマネジメントの実施について、研修会や事業者向け説明会、個別のケアプラン点検等で周知していきます。</p>	1
93	3-6 介護保険制度の適正運営	適正運営	<p>第2章 基本理念・最重点目標と重点目標 第1節 基本理念 4. 介護保険制度の適切な運営のために 介護保険制度は「助け合い」の制度であるがゆえに市民に信頼される制度運営が必要であり 「自立支援」や「重度化防止」につなげるサービスの適正化に取り組むという表現（考え方）には疑問があります。介護保険制度は本当に困ったときにきちんと支援が受けられ安心して過ごせるための社会保障の制度です。善意の「保険料未納者へのペナルティー」はやめるべきだと考えます。また 自立支援や重度化防止は大変重要ですがそれは高齢者自身がその人らしく尊厳を持った生活が出来るために追求するものであって、市民に信頼される制度運営のために行なうものではないと思います。不正に対しては毅然とした対応が望まれますが、適正化という言葉で一方的にサービス内容や価値観を押し付け高齢者の尊厳を踏みにじるような運営をのぞみます。</p>	<p>介護保険制度は本当に困ったときにきちんと支援が受けられ安心して過ごせるための社会保障の制度です。善意の「保険料未納者へのペナルティー」はやめるべきだと考えます。不正に対しては毅然とした対応が望まれますが、適正化という言葉で一方的にサービス内容や価値観を押し付け高齢者の尊厳を踏みにじるような運営をのぞみます。</p>	<p>介護保険制度は、介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支え合う仕組みであり、第7期計画期間中における介護サービスに要する費用は、利用者負担を除く50%を国・県・市の公費（税金）で、27%を40歳～64歳の現役世代からの保険料で賄い、残りの23%について65歳以上の高齢者からの保険料で賄われており、これは法令で定められた全国共通のルールになっています。</p> <p>本市では、低所得者対策として、国標準9段階の保険料段階を15段階に細分化するとともに、消費税を財源とする公費による保険料軽減を実施しています。また、従来より市民税非課税世帯全体を対象に、収入・資産が一定基準以下である等の要件を満たし、特に生活が困窮している場合は、市独自の保険料減免制度（生活困窮者減免）を受けられる制度を設けています。</p> <p>「給付制限」は、介護保険料をお支払いいただけない場合に、被保険者間の公平を確保する観点から、介護保険サービスを利用される際に不利益を課する法定の制度です。給付制限は滞納期間に応じて段階的に措置されます。これらは介護保険法で規定されているため、本市独自の対応を行うことはできませんので、ご理解願います。</p>	1
94	3-6 介護保険制度の適正運営	適正運営	<p>介護給付費通知 毎月ケアマネジャーが訪問することで自らが受けているサービスを確認することが出来る仕組みが介護保険制度です。わずかな家族慰労金を見直す前に介護給付費通知が本当に必要なのか、本当に市民の立場に立って通知をしているのか見直してもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>介護給付費通知が本当に必要なのか、本当に市民の立場に立って通知をしているのか見直してもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>介護給付費通知の送付は、保険者である神戸市から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認いただくき、適正な請求に向けた抑制効果を期するものですので、取り組みの趣旨をご理解ください。</p>	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
95	3-6 介護 保険 制度 の適 正運 営	適正 運 営	サービスの見直し 介護用品支給事業は助かっている人が多く定着している事業ではないでしょうか。重度介護者が必要とする適切な介護用品の助言や商品の配達を受けることで在宅介護を支える事業になっていると思います。国の動向に関係なく、必要な事業はきちんと継続してください。	介護用品支給事業は、重度介護者が必要とする適切な介護用品の助言や商品の配達を受けることで在宅介護を支える事業になっていると思います。国の動向に関係なく、必要な事業はきちんと継続してください。	介護用品支給事業につきまして、国庫補助事業であり、国の動向に影響される部分がございます。本市としては、必要な方に必要なサービスを重点的に提供することで、事業の継続性を高められるようなあり方が必要ではないかと考えています。	2
96	4部 介護 サー ビス 量等 の見 込み	保 険 料	【第4部 介護サービス量等の見込み】 参考にさせていただきます。	「第4部 介護サービス量等の見込み」 について、参考にさせていただきます。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1
97	5部 介護 保険 事業 の費 用と 負担	保 険 料	第7期の介護保険料の大幅値上げは絶対やめてください。 年金生活で年金額が引き下げられています。介護保険料を引き下げるために、一般会計の繰り入れと、国庫補助の増額を国に求めてください。 段階を増やし、高所得者の応能負担を強めてください。	第7期の介護保険料の大幅値上げはやめてください。 介護保険料を引き下げるために、一般会計の繰り入れと、国庫補助の増額を国に求めてください。 段階を増やし、高所得者の応能負担を強めてください。	介護保険制度は、介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支え合う仕組みであり、第7期計画期間中における介護サービスに要する費用は、利用者負担を除く50%を国・県・市の公費（税金）で、27%を40歳～64歳の現役世代からの保険料で賄い、残りの23%について65歳以上の高齢者からの保険料で賄われており、これは法令で定められた全国共通のルールになっています。 第1号被保険者の保険料は、第7期計画において見込む平成30～32年度の給付費のうち第1号被保険者が負担すべき給付費（給付費全体の23%）を第1号被保険者数で割ることによって算定されます。本市においても、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加・サービス給付費の増加により、第7期保険料は上昇しております。 そうした中、本市では、国標準9段階の保険料段階を15段階に細分化し、より負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定としており、また、神戸市介護給付費等準備基金の余剰金の活用や、消費税を財源とする公費による低所得者の保険料軽減などの保険料の抑制策を実施しているところです。 高齢化の進展による要介護認定者・サービス利用の増加に対し、必要なサービス水準を維持するために必要な保険料負担であり、ご理解をお願いします。 一般財源の繰り入れについては、厚生労働省から、①保険料の全額免除、②収入のみに着目した一律減免、③保険料減免分に対する一般財源の投入は、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないとの考え方が示されており、本市としても、この「3原則」を遵守し、一般財源による減免は適当ではないと考えています。 国の負担割合の引き上げについては、本市としても、他の政令市と共同で、国に対して「介護保険の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源のうち、国の負担割合を引上げるなどにより、第1号被保険者の負担割合を引き下げる財政支援措置を講じること」を要望しており、今後も要望していきたいと考えています。 介護保険料上昇抑制につながるよう、健康寿命延伸の取組みについて、市民と一体となって対応していきたいと考えています。	55
98	5部 介護 保険 事業 の費 用と 負担	保 険 料	【第5部 介護保険事業の費用と負担】 第1章 介護保険事業に係る給付費等の見込み 参考にさせていただきます。	「第5部 介護保険事業の費用と負担 第1章 介護保険事業に係る給付費等の見込み」 について、参考にさせていただきます。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1
99	5部 介護 保険 事業 の費 用と 負担	保 険 料	【第5部 介護保険事業の費用と負担】 第3章 第1号被保険者の保険料の見込み 低所得者への引き下げ、高所得者への引き上げは賛同します。	保険料の低所得者への引き下げ、高所得者への引き上げは賛同します。	第6期計画から引き続き、国標準9段階の保険料段階を15段階に細分化することや、消費税を財源とする公費による保険料の軽減により、低所得者の保険料軽減を図ってまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
100	5部 介護 保険 事業 の費 用と 負担	保 険 料	【第5部 介護保険事業の費用と負担】 第3章 第1号被保険者の保険料の見込み 保険料・サービス料の減免制度について 国において生活保護基準の見直し（引き下げ）が準備されています。減免制度の拡充を強く要望します。	国において生活保護基準の見直し（引き下げ）が準備されています。減免制度の拡充を強く要望します。	65歳以上の保険料は所得に応じた段階制となっておりますが、本市では、国標準の9段階と比べ15段階に細分化することにより、低所得者への配慮を行っています。 さらに、保険料が第1～第3段階の方のうち、収入・資産が一定基準以下である等の要件を満たし、特に生活が困窮している方については、市独自の保険料の減免制度を設けています。 また、保険料が第4～第15段階（予定）の方のうち、失業・退職などにより、本人や家族の所得が前年に比べて大幅に減少した方についても、減免制度の適用があり、保険料設定がより生活実態を反映したものとなるようにしており、本市としてはできる限りの低所得者対策を実施しているところです。 なお、介護保険料の上昇抑制策や低所得者への負担軽減対策については全国共通の課題であることから、今後も国に対して要望を続けてまいります。	1
101	5部 介護 保険 事業 の費 用と 負担	保 険 料	保険料の年金天引きをやめて下さい。	保険料の年金天引きをやめて下さい。	介護保険制度においては、市町村における保険料収納の確保と事務の効率化を図るとともに、被保険者の保険料納付の利便を図るため、年金からの引き去りによる特別徴収の方法により保険料を徴収することが法令で定められています。したがって、本市独自の対応を行うことはできません。	8
102	5部 介護 保険 事業 の費 用と 負担	保 険 料	第5部 介護保険事業の費用と負担 第3章 第1号被保険者の保険料の見込み 2 保険料段階について 神戸市の保険料段階は細かく分かれており、応能負担を取り入れようとしていることは理解できます。また、第1段階の保険料率を引き下げられることは賛成です。ただ、4段階、5段階の方も世帯課税と言うだけで本人の年金は低い方です。同居しているとはいえ、高齢者に十分な経済的支援ができる家族ばかりではありません。第4段階、第5段階でも国基準より低い設定をお願いします。	神戸市の保険料段階は細かく分かれており、応能負担を取り入れようとしていることは理解できます。ただ、第4段階、第5段階の方も世帯課税と言うだけで本人の年金は低い方です。第4段階、第5段階でも国基準より低い設定をお願いします。	65歳以上の保険料は所得に応じた段階制となっておりますが、本市では、国標準の9段階と比べ15段階に細分化することにより、低所得者への配慮を行っています。第4・第5段階は、第1段階から第3段階の世帯非課税に比して、世帯課税となっていることを踏まえ設定しています。15段階の多段階性を導入するにあたり、全体の均衡を踏まえて料率を定めたものです。	1
103	5部 介護 保険 事業 の費 用と 負担	保 険 料	3 保険料・サービス利用料の減免制度 (1) 保険料減免制度の継続 ・保険料減免申請の簡素化を希望します。介護認定を受けておられる方は、ケアマネジャーが支援するなどして何とか申請できるケースがありますが、認定を受けておられない方も申請漏れがないように制度の普及、手続きの簡素化を望みます。	保険料減免申請の簡素化を希望します。認定を受けておられない方も申請漏れがないように制度の普及、手続きの簡素化を望みます。	介護保険料の減免については、条例第23条において、減額又は免除を受けようとする者が、市長に申請しなければならないことが規定されており、申請主義によっております。また、介護保険料は年度ごとの賦課決定となりますので、減免についても年度ごとの申請が必要となります。ただし、前年の収入が一定水準を下回り、生活が困窮していることにより減免を受けておられる方に対しては、状況が継続する蓋然性が高いことから、新年度の保険料を計算するにあたり、減免の申請勧奨を実施しております。また、保険料のお知らせ（納入通知書）を送付する際に、減免の制度案内チラシを同封しております。これらに併せ、窓口での納付相談をいただいた場合は、適宜、減免のご案内を実施しております。 また、申請手続きにつきましても、申請を行う方のご負担に配慮するとともに、減免を受ける方と受けない方の公平性が担保されるよう、必要に応じ見直しを進め、減免を必要とされる方が、適正に制度をご利用できるよう、丁寧な対応を行ってまいります。	1
104	5部 介護 保険 事業 の費 用と 負担	利 用 者 負 担	介護の必要な人が、安心してうけられるよう利用者負担の値上げはやめて下さい。	介護の必要な人が、安心してサービスを受けられるよう利用者負担の値上げはやめて下さい。	平成29年6月に改正介護保険法が成立・公布され、その中で、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられることとなりました。負担増となる所得基準等については、今後、国の政令で定められることとなります。 高齢化の進展に伴い介護給付費が増加する中、団塊の世代が75歳以上となる2025年における地域包括ケアシステム構築と介護保険制度の持続性可能性を高めるための改正であり、本市としては、国の動向に注視しながら、円滑な制度移行に努めてまいります。	17

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
105	5部 介護 保険 事業 の 費 用 と 負 担	利用 者 負 担	(2) 利用料減免制度の継続 特定入所者介護サービス費は、4段階5段階の方には適応がなく、施設入所を断念したり、ショート利用が制限されたりしている実態があります。国基準にこだわらず、市民の実態を踏まえた神戸市独自の利用料負担軽減の施策を望みます。	特定入所者介護サービス費は、4段階5段階の方には適応がなく、施設入所を断念したり、ショート利用が制限されたりしている実態があります。市民の実態を踏まえた神戸市独自の利用料負担軽減の施策を望みます。	特別養護老人ホームなどの介護保険施設における食費・居住費（滞在費）は、自宅で介護を受けられている方との均衡から、自己負担が原則ですが、特定入所者介護サービス費は、利用者負担第1～3段階の方について特に補足給付を行う制度です。ただし、利用者負担第4段階に該当する方であっても、高齢夫婦世帯で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者の在宅での生計が困難になるような場合は、利用者の申請に基づき、補足給付を行う特例減額措置が設けられています。 このため、個人の状況に応じたこのような軽減措置について周知してまいりたいと考えています。また、特別養護老人ホームについては、多床室を推進していくこととしており、負担能力に応じた入居ができるよう対応してまいりたいと考えています。	1
106	5部 介護 保険 事業 の 費 用 と 負 担	利用 者 負 担	デイサービスの食費や小規模多機能のお泊り費用の負担が大きく、サービスが利用できないケースもたくさんあります。単身の子供が介護度の高い親を介護されている世帯は増えていると思います。子供は生活のために仕事を辞めたり残業を削ったりできない大変な中で介護されています。デイサービスや小規模多機能のお泊り機能は「介護離職」を防ぐための重要なサービスです。神戸市独自の軽減政策でもっと利用しやすいサービスにしてください。	デイサービスや小規模多機能のお泊り機能は「介護離職」を防ぐための重要なサービスです。神戸市独自の軽減政策でもっと利用しやすいサービスにしてください。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1
107	5部 介護 保険 事業 の 費 用 と 負 担	利用 者 負 担	発足当初の誰でも1割負担で利用できるよう2割負担の撤廃を。	発足当初の誰でも1割負担で利用できるよう2割負担の撤廃を。	平成26年の介護保険法改正により、平成27年8月から、一定の所得がある方の利用者負担割合が、1割から2割に引き上げられました。 高齢化の進展に伴い介護給付費が増加する中、地域包括ケアシステム構築と介護保険制度の持続性可能性を高めるための制度改正であり、ご理解願います。	1
108	介護 保険 制 度 ・ 計 画 全 般	計 画	【第1部 計画の意義】について 賛同いたします。	「第1部 計画の意義」について、賛同いたします。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1
109	介護 保険 制 度 ・ 計 画 全 般	計 画	【第2部 基本理念と目標】第2章 基本理念・最重点目標と重点目標 第1節 基本理念 について 賛同いたします。	「基本理念」について、賛同いたします。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1
110	介護 保険 制 度 ・ 計 画 全 般	計 画	【第2部 基本理念と目標】第2章 基本理念・最重点目標と重点目標 第3・4節 基本理念 について 総論は賛同します。	「第3（最重点目標）・4節（重点目標・施策の柱）について」、総論は賛同します。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
111	介護保険制度・計画全般	計画	全体の表現ですが、国の方向に沿ったものとは思いますが、例えば「フレイル」にしても、新しい言葉がたくさん出ています。注釈も入っていますがもう少し市民に分かりやすい言葉、日本語は漢字というツールで「新しい老化予防」と表現すればある程度のイメージができます。その他にも「ユニバーサルデザイン」「ソーシャルインクルージョン」など誤用しがちな言葉は誤った理解を引き起こす危険もあります。わかりやすい日本語を使ってほしいと思います。	全体の表現ですが、例えば「フレイル」にしても、新しい言葉がたくさん出ています。その他にも「ユニバーサルデザイン」「ソーシャルインクルージョン」など誤用しがちな言葉は誤った理解を引き起こす危険もあります。わかりやすい日本語を使ってほしいと思います。	ご意見をふまえ、「ユニバーサルデザイン」、「ソーシャル・インクルージョン」に注釈を入れました。なお、「フレイル」はまだ一般的ではありませんが、今後、普及してくものと考えています。また、「ユニバーサルデザイン」につきましても、本市は、「世界一ユニバーサルなまち神戸をめざして」さまざまな取り組みをすすめているところです。ご理解願います。	1
112	介護保険制度・計画全般	計画	医療介護サポートセンター・・・あんしんすこやかセンターのことは明記されていますが、障がい者関連や社会福祉協議会などとの連携も必要となってくると思います。追記が欲しいと思います。	医療介護サポートセンターについて、「あんしんすこやかセンターとの連携強化」は明記されていますが、障がい者関連や社会福祉協議会などとの連携も必要となってくると思います。追記が欲しいと思います。	高齢者の介護に関する総合相談窓口であるあんしんすこやかセンターとの連携については、国が示している「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」に明記されているため、計画案に記載しました。医療介護サポートセンターでは必要に応じて、社会福祉協議会をはじめ様々な関係団体と連携しながら事業を実施していますので、計画の表記を「あんしんすこやかセンター等」といたします。	1
113	介護保険制度・計画全般	計画	第1章 高齢者を取り巻く現状 高齢者の状況が数字で表現されておりわかりやすいものになっていると思われまます。ただ神戸市内は一律ではなく区ごとに大きな特徴があると思われるため、区ごとの比較データなどもあれば、より地域に見合った施策が見えてくるのではないのでしょうか。	高齢者の状況の数字について、神戸市内は区ごとに大きな特徴があると思われるため、区ごとの比較データなどもあれば、より地域に見合った施策が見えてくるのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、区別の人口・高齢者数・高齢化率を追記しました。	1
114	介護保険制度・計画全般	計画	第2章 基本理念・最重点目標と重点目標 第2節 2025年の地域包括ケアの姿 これが実現すれば素晴らしいと思います。一部の市民を排除したり取り残したりすることなくこの姿に到達できるよう努力していく必要があると思います。	2025年の地域包括ケアの姿は、実現すれば素晴らしいと思います。一部の市民を排除したり取り残したりすることなくこの姿に到達できるよう努力していく必要があると思います。	今後、いただいたご意見を踏まえ、フレイル対策を含めた介護予防の推進や、認知症の人にやさしいまちづくりの推進など、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策を進めてまいります。	1
115	介護保険制度・計画全般	計画	第2章 基本理念・最重点目標と重点目標 第3節 最重点目標 健康寿命の延伸 基本的に賛成です 第4節 重点目標 基本的に賛成です	「第2章 基本理念・最重点目標と重点目標」「第3節 最重点目標 健康寿命の延伸」は基本的に賛成です。「第4節 重点目標」は基本的に賛成です。	今後、第7期計画を着実に実施してまいります。	1
116	介護保険制度・計画全般	計画	小生は、今年70歳になる団塊の世代の男性です。70歳男性の平均余命は16年、長生きをすることにこだわりはありませんが、生きている限りは健康であり続けたいと思います。神戸市が「健康寿命を2年伸ばすこと」を最重点目標として計画に織り込んだことは、市民として大歓迎です。	生きている限りは健康であり続けたいと思います。神戸市が「健康寿命を2年伸ばすこと」を最重点目標として計画に織り込んだことは、市民として大歓迎です。	今後、健康寿命延伸の実現に向けて取り組んでまいります。	1
117	介護保険制度・計画全般	計画	第3部第1章 第1節「フレイル対策を含めた介護予防の推進」の「介護予防の体系図（18ページ）」に「サポーター養成研修等担い手育成」とありますが、＜主な施策＞（15～18ページ）には具体的な記述がありません。 昨年神戸市の「フレイル対策」講演会での飯島教授の講演では、自ら実施されている「フレイル対策推進の仕掛け」の説明があり、その取っ掛かりが「サポーター養成研修等担い手育成」であると理解しました。是非、施策に「サポーター養成研修等担い手育成」を書き込んでいただきたい。	第1節「フレイル対策を含めた介護予防の推進」の「介護予防の体系図（18ページ）」に「サポーター養成研修等担い手育成」とありますが、＜主な施策＞（15～18ページ）には具体的な記述がありません。是非、施策に「サポーター養成研修等担い手育成」を書き込んでいただきたい。	サポーター等の担い手育成については、第3部第5章「人材の確保・育成」に記載していたところですが、ご意見を踏まえ、第3部第1章「フレイル対策を含めた介護予防の推進」にも追記しました。	1

計画案に付加・修正
計画案に付加・修正
計画案に付加・修正
計画案に付加・修正

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
118	介護保険制度・画全般	制度改正	1人ぐらしの老人、老々介護の実態を把握し、必要な生活支援を行うよう、制度の改善を行って下さい。	1人ぐらしの老人、老々介護の実態を把握し、必要な生活支援を行うよう、制度の改善を行って下さい。	神戸市では、地域の民生委員の協力のもと「高齢者見守り調査」を実施しており、65歳以上のひとりぐらしの方や、75歳以上の高齢者のみの世帯の実態把握に努めております。その中で見守りが必要な方に対しては、民生委員や友愛訪問ボランティアが見守りを行っており、その中で支援が必要な方を把握した際には、あんしんすこやかセンター等の関係機関と連携しながら、介護保険サービスや福祉サービスにつないでおります。 今後とも、高齢者が地域で孤立せず、地域の中で安心して生活できるよう、必要なサービスにつなげていくよう支援してまいります。	8
119	介護保険制度・画全般	制度改正	2000年に「介護の社会化」ということで介護保険が導入されましたが、保険料は現役世代からも徴収され、年金等の天引きで保険料は毎年上がっているが、適用は認定が必要と同時に保険外しが強行されている。神戸市として国に対して意見をあげてほしい。	保険料は現役世代からも徴収され、年金等の天引きで保険料は毎年上がっているが、適用は認定が必要と同時に保険外しが強行されている。神戸市として国に対して意見をあげてほしい。	介護保険制度は、介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支え合う仕組みです。第2号被保険者の対象年齢である40歳以降は、ご自身の親の介護が問題となる時期であり、介護保険により、ご自身も特定疾病になれば介護負担が軽減されるなど一定の受益があることなどから保険料の負担が求められています。必要なサービス水準を維持するために必要な保険料負担であり、ご理解をお願いします。	1
120	介護保険制度・画全般	制度改正	○介護予防事業へのリハビリテーション専門職の参画の推進 現在、地域行事においてリハビリテーション専門職のボランティアによる支援を受けています。今後は何らかの報酬を受けられるように検討していただきたいと思っております。	現在、地域行事においてリハビリテーション専門職のボランティアによる支援を受けています。今後は何らかの報酬を受けられるように検討していただきたいと思っております。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1
121	介護保険制度・画全般	制度改正	社会保険料の控除の適用を認めてください。	社会保険料の控除の適用を認めてください。	特別徴収の方法により支払った保険料について、生計を一にする配偶者等が支払ったものとみなして、普通徴収の場合と同様に社会保険料控除を適用するよう関係省庁に働きかけを続けることを本市を含めた大都市として国に要望しています。	1
122	介護保険制度・画全般	制度改正	介護保険制度ができて、ヘルパーさんの利用やデイケア・デイサービスの利用をさせていただいています。 障害者自立支援のホームヘルパー利用時間は1時間30分なのに、介護保険では1時間しかない。「介護保険が優先する」と言うことで、1時間に削られた。自立支援も使えるようにしてください。	障害者自立支援のホームヘルパー利用時間は1時間30分なのに、介護保険では1時間しかない。「介護保険が優先する」と言うことで、1時間に削られた。自立支援も使えるようにしてください。	自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、障害者総合支援法第7条の「他の法令による給付との調整規定」に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなっています。具体的には、介護保険の被保険者で65歳以上（特定疾病の場合は40歳以上）の障害者の場合、介護保険のサービス利用が可能となることから、介護保険にサービス内容や機能から障害福祉サービスに相当するサービスがある場合には、介護保険給付を優先して受けていただくこととなります。 ただし、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のもの認められるもの（例：同行援護（余暇活動等社会参加にかかる外出に限る。）、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援等）や地域活動支援センターについては、65歳以上（特定疾病の場合は40歳以上）の介護保険の被保険者の方もご利用できます。本市では平成29年2月に、居宅介護等について介護保険への障害福祉サービスの上乗せについて定める神戸市取扱い基準について、長年、障害者のサービスを利用してきた方にとって、65歳前後で支援水準が変化しないよう見直しを行いました。	1
123	介護保険制度・画全般	制度改正	15分きざみ介護時間制でなく、ゆったり話を聞きながらできるような介護内容、時間帯を考えてほしい。することがたくさんで時間がなく。	15分きざみ介護時間制でなく、ゆったり話を聞きながらできるような介護内容、時間帯を考えてほしい。	介護給付のサービス内容、介護報酬の制度は、全国一律となっています。ご理解願います。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
124	介護保険制度・画全般	制度改正	・緊急時の対応 独居、高齢者世帯でも自宅で転倒し、自身や家族で転倒後から起こしきれない場合があります。定期巡回型サービスを一時的に利用する形を使い、転倒しても連絡できる方は定期巡回型サービスや訪問看護で臨時で起き上がる自費サービスを独自の仕組みで取り組めることはできないでしょうか。	定期巡回型サービスを一時的に利用する形を使い、自宅で転倒しても定期巡回の随時コールで来てもらえい、起き上がらせてもらえるという自費サービスを、神戸市独自制度として始めることはできないでしょうか。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1
125	介護保険制度・画全般	制度改正	・65歳以上の手帳所持障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく、ニーズを踏まえ柔軟に支給してください。 ・「介護保険利用優先」を規定する障害者総合支援法第7条の廃止を国に要望してください。	65歳以上の手帳所持障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく、ニーズを踏まえ柔軟に支給してください。 「介護保険利用優先」を規定する障害者総合支援法第7条の廃止を国に要望してください。	自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、障害者総合支援法第7条の「他の法令による給付との調整規定」に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなっています。具体的には、介護保険の被保険者で65歳以上（特定疾病の場合は40歳以上）の障害者の場合、介護保険のサービス利用が可能となることから、介護保険にサービス内容や機能から障害福祉サービスに相当するサービスがある場合には、介護保険給付を優先して受けていただくこととなります。 ただし、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のもの（例：同行援護（余暇活動等社会参加にかかる外出に限る。）、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援等）や地域活動支援センターについては、65歳以上（特定疾病の場合は40歳以上）の介護保険の被保険者の方もご利用できます。本市では、平成29年2月に、居宅介護等について介護保険への障害福祉サービスの上乗せについて定める神戸市取扱い基準について、長年、障害者のサービスを利用してきた方にとって、65歳前後で支援水準が変化しないよう見直しを行いました。 「介護保険利用優先」につきましては、障害者総合支援法施行3年を目途にした制度見直しに関する検討が行われ、平成27年12月に社会保障審議会障害者部会において、「介護保険制度優先の原則」を維持することには一定の合理性があるとの見解が示されていますが、障害者総合支援法の一部を改正する法律が成立した際には、衆参両院の附帯決議において「障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になってもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。」とされており、今後、引き続き国の動向を注視したいと考えています。	1
126	介護保険制度・画全般	制度全般	いざという時に安心して受けられる介護保険制度にしたいと思っています。 老人の一人ぐらしの不安や心細さを解消できてこそ「介護保険制度」です。これでこそ社会保険としての制度だと思っています。	いざという時に安心して受けられる介護保険制度にしたいと思っています。 老人の一人ぐらしの不安や心細さを解消できてこそ、社会保険としての制度だと思っています。	神戸市では、地域の民生委員の協力のもと「高齢者見守り調査」を実施しており、65歳以上のひとり暮らしの方や、75歳以上の高齢者のみの世帯の実態把握に努めております。その中で見守りが必要な方に対しては、民生委員や友愛訪問ボランティアが見守りを行っており、その中で支援が必要な方を把握した際には、あんしんすこやかセンター等の関係機関と連携しながら、介護保険サービスや福祉サービスにつないでおります。 今後とも、高齢者が地域で孤立せず、地域の中で安心して生活できるよう、必要なサービスにつなげていくよう支援してまいります。	1
127	介護保険制度・画全般	制度改正	要支援の利用サービス料を利用者に負担させることは、今まで少ない年金でも一部負担でサービスを受けていた人が利用できなくなります。 格差を拡大するようになれば、ますますお金のいる人だけが優遇され、低所得者は家に閉じこもるしかなくなると思います。 現役40歳で介護保険料を給与から天引きし、年金暮らしになってから介護を受けたくても受けられない、特養にも入れない、こんな事があっていいのでしょうか。 誰もが安心して暮らせる社会にしていけるためにも、政府の社会保障制度のあり方を変えることだと思っています。	要支援の利用サービス料を利用者に負担させることは、今まで少ない年金でも一部負担でサービスを受けていた人が利用できなくなります。制度のあり方の改善を。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
128	介護保険制度・計画全般	介護報酬	安倍政権が「介護離職ゼロ」を実現させるためにも介護事業が継続できる報酬を。総合事業でも単価引き下げない様に。	介護事業が継続できる報酬を。総合事業でも単価を引き下げないように。	介護報酬につきましては、第7期事業計画において、前回はマイナス2.27%の改定であったところ、今回はプラス0.54%の改定となっており、また、介護人材確保をより一層進めるため、2019年10月から、介護サービス事業所における勤続10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことが予定されているなど、介護事業の継続のための介護報酬の改定が予定されています。 また、総合事業につきましては、従来の訪問介護、通所介護に相当するサービスについて、平成29年度は予防給付の単価と同額としていますが、介護予防通所サービスについて、サービス内容に応じた利用者負担とするため、平成30年度より、要支援2の方で週1回程度利用の場合の報酬単位を新たに設定し、要支援2の方について利用回数に応じた単価とする予定です。	1
129	介護保険制度・計画全般	介護報酬	社会全体で介護を担うとの精神で始められたものの、市民の願いと、改正のたびに、離れていっているような国ですが、せめて神戸市は工夫して横出しサービスや制度外サービスへの助成等、ご配慮願いたいものです。 事業所の運営は大変な状況がズーと続いておりますが、常にスタッフに泣いてもらってこれ以上利用者さんとご家族を泣かせてはいけなないと奮闘努力を重ねてきましたが、つらいです。 いいスタッフに恵まれ離職もほとんどなく制度開始から続いておりますが、研修時間へのスタッフ保障により意識も行動も変化しておりますゆえ、事業所の努力とスタッフの努力に対して、プラスアルファの給与アップに繋がるものが必要です。なんとかしてー！	神戸市は工夫して横出しサービスや制度外サービスへの助成等、ご配慮願いたいものです。 事業所の努力とスタッフの努力に対して、プラスアルファの給与アップに繋がるものが必要です。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1
130	市政全般	市政全般	【第2部 基本理念と目標】第1章 高齢者を取り巻く現状について 神戸市における高齢化の状況や市民の経済状況につきまして、詳しく分析され、低所得の高齢者が増加している様子がよく判ります。年金の引き下げ・生活保護水準の引き下げで高齢者の生活は非常に苛酷になっています。 私どもが運営する通所介護施設においても、「食事代（600円）がもっていない。」と施設が提供する昼食は召し上がり、他の利用者さまから離れたところで、昼食時間を過ごされる利用者が居られます。職員は胸を痛めていますが、対処の方法がありません。 市政全般において低所得高齢者の救済をお願いします。	年金の引き下げ・生活保護水準の引き下げで高齢者の生活は非常に苛酷になっています。市政全般において低所得高齢者の救済をお願いします。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 なお、本市では、様々な理由で経済的にお困りの方に対して、年齢にかかわらず幅広く相談を受ける窓口として各区役所・支所に「くらし支援窓口」を設置しています。また、お体の状況によってご本人が直接お越しできない場合などは、区社会福祉協議会と連携し、ご自宅等への訪問や地域の見守りを通じて、ご相談を受け付けることもできます。	1
131	市政全般	市政全般	【第2部 基本理念と目標】第2章 基本理念・最重点目標と重点目標 第2節 2025年の地域包括ケアの姿 基本的には計画（案）に示される状況になって欲しいと願っていますが、少子高齢化による社会保障の後退・労働力の高齢化により、地域コミュニティーを支える力は弱体するのではないかと危惧しています。自治会を支える中心が現状においても80代後半になっているところも少ないと思われれます。地域住民任せにするのではなく、官民共同（役所も民間企業も地域住民の姿勢）で地域を支える施策が必要と思います。	地域住民任せにするのではなく、官民共同（役所も民間企業も地域住民の姿勢）で地域を支える施策が必要と思います。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
132	市政全般	市政全般	2. 憲法が定める神戸市政を 日本国憲法が定める地方自治の本旨は、住民福祉です。神戸市は、1970年代市民要求に応え、65歳以上の医療費を無料化した輝かしい歴史があります。最近の神戸市政は、ゼネコンなど大企業に利益をうるおす、神戸空港、巨大船舶用港湾づくりなど大型開発に膨大な市税を投入し、その赤字穴埋めに市財を投入しているではありませんか。一方市民には、高齢者のささやかな喜びであった敬老祝い金廃止、敬老バス有料化・利用料引き上げ、政府方針に応じて介護保険料、後期高齢者保険料引き上げなど福祉切捨てを行っているではありませんか。地方自治体本旨に基づく住民福祉への転換を求めます。	神戸市は、1970年代市民要求に応え、65歳以上の医療費を無料化した輝かしい歴史があります。最近の神戸市政は、市民に対して、敬老祝い金廃止、敬老バス有料化・利用料引き上げ、政府方針に応じて介護保険料、後期高齢者保険料引き上げなど福祉切捨てを行っているではありませんか。地方自治体本旨に基づく住民福祉への転換を求めます。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1
133	介護保険制度・計画全般	その他	軍事費に5兆2000億円を使うのではなく国民の命を守るために各自治体への補助金を増やしていくこと。行政として市から国へきちんと要望してください。	各自治体への補助金を増やしていくことを、市から国へ要望してください。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1
134	その他	その他	大資本、大企業に富が集中したままの状態を早期に解消すべき政治に転換するよう政府に強く要望願います。	大資本、大企業に富が集中したままの状態を早期に解消すべき政治に転換するよう政府に強く要望願います。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1
135	その他	その他	今春から国保が県に移行管理になるとますます個人への負担が大きくなります。いままで通り市町村で運営することと行政として市から国へきちんと要望してください。	国保について、いままで通り市町村で運営することを市から国へ要望してください。	30年度から、兵庫県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体となります。30年1月には、兵庫県の国民健康保険運営方針が策定されました。運営方針では被保険者の公平な負担と、県と市町が国保を運営するにあたって目指す方向性と取組が定められております。県内各市町は県の運営方針に基づき、国保事業を行っていきます。	1
136	その他	その他	人類の究極的目標は、生命体の保存です。ひとのねがいは「元気で長生き」です。寿命の延命です。国家の誕生は、ひとのねがいをかなえるために生まれたのです。その国家は、平均寿命を83年まで延命しました。（人生わずか50年の信長時代から）ところが、その「寿命の延命」を保障するには、5つの条件が必要です。 人口を安定させ、生活を保障し、産業力を発展し、統治力（真理の政治）と自然災害の対策（地震、津波、温暖化、大災害）です。 生命体の誕生は、この広い宇宙の中の何億の星の中で、「いまのところ」地球だけです。138億年前に誕生し、46億年前に地球を誕生させ、その地球だけ生命体を保存しているのです。 生命体の保存とは、宇宙の命です。人類もひとりの人間も、生きる目標は寿命の延命であり、その保障条件を確立することです。それに反する行為は絶対にすべきではありません。宇宙の法則、真理、道理で進むべしです。忘れることは、ゆるされないのです。わかってほしい……小さいことではないのです。	人類の究極的目標は、生命体の保存です。ひとの願いは「元気で長生き」です。 その「寿命の延命」を保障するには、5つの条件が必要です。人口を安定させ、生活を保障し、産業力を発展し、統治力（真理の政治）と自然災害の対策です。	第7期計画におきましても、第6期計画から引き続き、健康寿命の延伸を最重点目標に取り組んでまいります。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
137	その他	その他	窓口の名称 (今更ながら…) 介護関係の書籍や記事では、「地域包括支援センター(包括)」「居宅介護支援事業所(居宅)」という名称が使われるが、自治体は別名を付けている。 「えがおの窓口」≡居宅、「あんしんすこやかセンター」≡包括。更に区役所には「あんしんすこやか係」がある。これらの窓口が、広く正しく認識されているのか疑問。私的には紛らわしさを感じる。	神戸市では、「居宅介護支援事業所」は「えがおの窓口」、「地域包括支援センター」は「あんしんすこやかセンター」と別名を付けている。さらに、区役所には「あんしんすこやか係」がある。これらの窓口が、広く正しく認識されているのか疑問である。	地域包括支援センターの愛称であるあんしんすこやかセンターについて、広く市民の方に知っていただけるように、より一層の広報啓発に努めてまいります。また、市としては、さらにあんしんすこやかセンターの認知度向上を図るため、あんしんすこやかセンターの広報に取り組んでおり、市の広報誌等によるPRのほか、あんしんすこやかセンターから遠い地域を中心に、出張相談を実施するなど取り組んでいるところです。また、昨年度より、コンビニや銀行などであんしんすこやかセンターの広報パンフを置かせていただいているところです。合わせて、居宅介護支援事業所である「えがおの窓口」、区役所の「あんしんすこやか係」についても、引き続き周知してまいりたいと考えております。	1
138	その他	その他	実態に応じた必要な生活支援を行って下さい。 安心して老いを迎えられる神戸市にして下さい。	実態に応じた必要な生活支援を行って下さい。 安心して老いを迎えられる神戸市にして下さい。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1
139	その他	その他	神戸市としても国の制度の制約の中でご苦勞も多いと思いますが、私は基本的に介護保険制度を第7期計画案の最初に出てくるような「市民の助け合い制度」と位置付けるのではなく、憲法25条の精神に照らし、国の責任で進める制度として充実させてほしいと思っています。「第5部の介護保険の費用と負担」のところでも、神戸市のご苦勞がにじみ出ていますが、根本的に国の負担を上げていただかなければ解決できないのではないのでしょうか。どんなに健康寿命を上昇させても、今のままなら介護保険料をさらに上げなければならず破綻の危険はますます出てきます。介護保険制度は国への要望を具体的な事例と憲法25条に基づく考え方を伝えて、市民が活用しやすい制度になるように更なるご検討をお願いしたいと思います。	介護保険制度を「市民の助け合い制度」と位置付けるのではなく、憲法25条の精神に照らし、国の責任で進める制度として充実させてほしいと思っています。介護保険制度は国への要望を具体的な事例と憲法25条に基づく考え方を伝えて、市民が活用しやすい制度になるように更なるご検討をお願いしたいと思います。	国に対しては、従来より、本市としても、他の政令市と共同で、「介護保険の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源のうち、国の負担割合を上げるなどにより、第1号被保険者の負担割合を引き下げる財政支援措置を講じること」を要望しており、今後も要望していきたいと考えています。	1
140	その他	その他	・地域でのコミュニティの強化は重要だと思いますが神戸市内でも特に高齢化の進む地域での施策は現状を見ながら丁寧に対応していかなければならないと感じます。公営住宅の自治会の役員を引き受ける人がなく、自治会が活動していない住宅ではせっかく立派な集会場があっても管理する人がいないという理由で気軽に活用できないという問題も起こっています。一方自治会のある住宅では心身の状態に関係なく自治会の役員当番が一律に回ってくるためそのことが負担で「サービス付き高齢者住宅に移りたい」と相談に見えた方もおられます。考えていかなければならないさまざまな問題が山積していると考えます。	地域でのコミュニティの強化は重要だと思いますが神戸市内でも特に高齢化の進む地域での施策は現状を見ながら丁寧に対応していかなければならないと感じます。考えていかなければならないさまざまな問題が山積していると考えます。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	1
141	その他	その他	第4部 介護サービス量等の見込み 第2章 要支援・要介護認定者数の見込み 全国に比べ要支援1,2の割合が高いのが特徴だと思います。独居でいざと言うときの不安が大きく、早めに認定を受けてあんしんすこやかセンターなどにつながっておきたいという気持ちの表れではないでしょうか。認定を控えさせる対応ではなく、その不安にきちんと対応する親身な対応が望まれます。介護認定は1ヶ月かかります。急に足が立たなくなり、買い物や家事ができなくなり、明日からのことが不安だといって相談に駆け込まれる例もあります。病院では様子を見ましようと言われ入院にはなりません、生活はたちまち困ります。そのような実態を踏まえ、軽度利用者の介護保険以外のサービスや仕組みを手厚くすることを望みます。	軽度利用者の介護保険以外のサービスや仕組みを手厚くすることを望みます。	NPOや民間事業者との連携を強化し、多様な主体が地域で見守り支え合う体制を構築していくことや、ボランティア活動がより推進できる仕組みづくりが必要です。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	1

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
142	その他	その他	<p>フォーマルサービスが安定的に確保されるために福祉サービスの充実とサービス供給体制の整備が求められるが費用負担は？</p>	<p>フォーマルサービスが安定的に確保されるために福祉サービスの充実とサービス供給体制の整備が求められるが費用負担は。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>	1
143	その他	広報	<p>作成された立派な冊子を、各区役所の高齢福祉課窓口やあんしんすこやかセンターに置いてあるのを見かけたことがあるが、一般人が役所へ出かけて、興味を持って持ち帰ることが、実際にどの程度あるのか。 ⇒窓口から知られていない可能性、広報での周知をしっかりとる、冊子の配布方法など再考してはどうか。</p>	<p>冊子の配布について、広報での周知をしっかりとる、冊子の配布方法など再考してはどうか。</p>	<p>本市では、介護保険制度を市民の皆様に理解していただけるよう、パンフレットをはじめ、広報紙やホームページを通じ広報活動を行っております。また、制度内容について、毎年65歳以上の皆様に冊子を個別に郵送しており、さらに2018年度は制度改正のチラシを添えてお知らせする予定です。 介護保険制度はサービスメニューも多く分かりづらい点も多いため、複雑で分かりにくいので、サービス利用にあたっては、ケアマネジャーから利用者の方へ説明していただいているところであり、ケアマネジャーとの連携も含めて利用者の方への理解を深めていただくよう推進しているところです。 高齢者の方々はもちろん、そのご家族や様々な世代の方にも介護保険制度についてご理解いただけるような、わかりやすい内容の広報活動を今後も行ってまいります。</p>	1